

専修学校関係基礎資料集

| | | |
|------------|---|----|
| ● 基礎データと制度 | … | 2 |
| ● 都道府県別の状況 | … | 19 |
| ● 職業実践専門課程 | … | 24 |
| ● リカレント教育 | … | 29 |
| ● 留学生 | … | 32 |
| ● 高度専門士 | … | 39 |
| ● 國際通用性 | … | 44 |
| ● 評価 | … | 49 |
| ● 専修学校関係予算 | … | 51 |
| ● その他 | … | 63 |



基礎データと制度

専修学校の概要①

1. 制度の概要

| | |
|-------|---|
| 制度の創設 | 昭和51年1月11日 |
| 目的 | 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条) |
| 課程 | 専修学校には、次のとおり3種類の課程がある。 <ul style="list-style-type: none">高等過程（中卒者対象）：高等専修学校専門課程（高卒者対象）：専門学校一般課程（学歴不問） |
| 設置基準 | <ul style="list-style-type: none">修業年限1年以上授業時数800単位時間以上教育を受ける者が常時40人以上 等 |

2. 学校数

| 設置者区分 | 総計 | | | |
|-------|--------------------|--------------|----------------|-------------------|
| | | 国立 | 公立 | 私立 |
| 学校数 | 2,997校 (100.0%) | 8校 (0.3%) | 178校 (6.0%) | 2,811校 (93.7%) |
| 高等課程 | 373校 | 1校 | 5校 | 367校 |
| 専門課程 | 2,676校 | 8校 | 176校 | 2,492校 |
| 一般課程 | 127校 | - | - | 127校 |

出典：令和6年度学校基本調査

※ 括弧内は専修学校全体に対しての百分率を示す。

※※ 一つの学校において複数種の課程を設定している場合があるため、学校数と各課程数の合計は一致しない。

専修学校の概要②

3. 生徒数

| 設置者区分 | 総計 | | | |
|-------|----------------------|-----------------|-------------------|---------------------|
| | | 国立 | 公立 | 私立 |
| 生徒数 | 609,875人 (100.0%) | 243人 (0.04%) | 21,844人 (3.6%) | 585,864人 (96.4%) |
| 高等課程 | 32,794人 | 7人 | 294人 | 32,493人 |
| 専門課程 | 558,255人 | 215人 | 20,549人 | 537,491人 |
| 一般課程 | 18,826人 | 0人 | 0人 | 18,826人 |

4. 教員数（本務者）

| 設置者区分 | 総計 | | | |
|-------|---------------------|---------------|------------------|--------------------|
| | | 国立 | 公立 | 私立 |
| 教員数 | 39,078人 (100.0%) | 79人 (0.2%) | 2,589人 (6.6%) | 36,410人 (93.2%) |
| 高等課程 | 2,363人 | 4人 | 35人 | 2,324人 |
| 専門課程 | 35,706人 | 75人 | 2,554人 | 33,077人 |
| 一般課程 | 1,009人 | 0人 | 0人 | 1,009人 |

出典：令和6年度学校基本調査
※ 括弧内は専修学校全体に対しての百分率を示す。

専修学校の学校規模別学校数

専修学校は生徒数200人以下が約7割を占め、他の学校種と比べ小規模な学校が多い。

| | | 計 | 0～ 200人 | 201～ 400人 | 401～ 600人 | 601～ 800人 | 801～ 1,000人 | 1,001人 ～ |
|------|-----|--------|------------|--------------|--------------|--------------|----------------|-------------|
| 専修学校 | 学校数 | 2,997校 | 2,017校 | 598校 | 216校 | 89校 | 33校 | 44校 |
| | 割合 | 100.0% | 67.3% | 20.0% | 7.2% | 3.0% | 1.1% | 1.5% |

| | | 計 | 0～ 200人 | 201～ 400人 | 401～ 600人 | 601～ 800人 | 801～ 1,000人 | 1,001人 ～ |
|------|-----|--------|------------|--------------|--------------|--------------|----------------|-------------|
| 高等学校 | 学校数 | 5,213校 | 1,151校 | 753校 | 1,064校 | 882校 | 812校 | 551校 |
| | 割合 | 100.0% | 22.1% | 14.4% | 20.4% | 16.9% | 15.6% | 10.6% |

| | | 計 | 0～ 200人 | 201～ 400人 | 401～ 600人 | 601～ 1,000人 | 1,001人 ～ |
|------|-----|--------|------------|--------------|--------------|----------------|-------------|
| 短期大学 | 学校数 | 303校 | 118校 | 118校 | 49校 | 15校 | 3校 |
| | 割合 | 100.0% | 38.9% | 38.9% | 16.2% | 5.0% | 1.0% |

| | | 計 | 0～ 100人 | 101～ 500人 | | 501～ 1,000人 | | 1,001～ 5,000人 | 5,000～ 10,000人 | 10,001人 ～ |
|----|-----|--------|------------|--------------|-------|----------------|-------|------------------|-------------------|--------------|
| 大学 | 学校数 | 813校 | 19校 | | 116校 | | 145校 | 363校 | 102校 | 68校 |
| | 割合 | 100.0% | 2.3% | | 14.3% | | 17.8% | 44.6% | 12.5% | 8.4% |

出典：文部科学省「令和6年度学校基本調査」

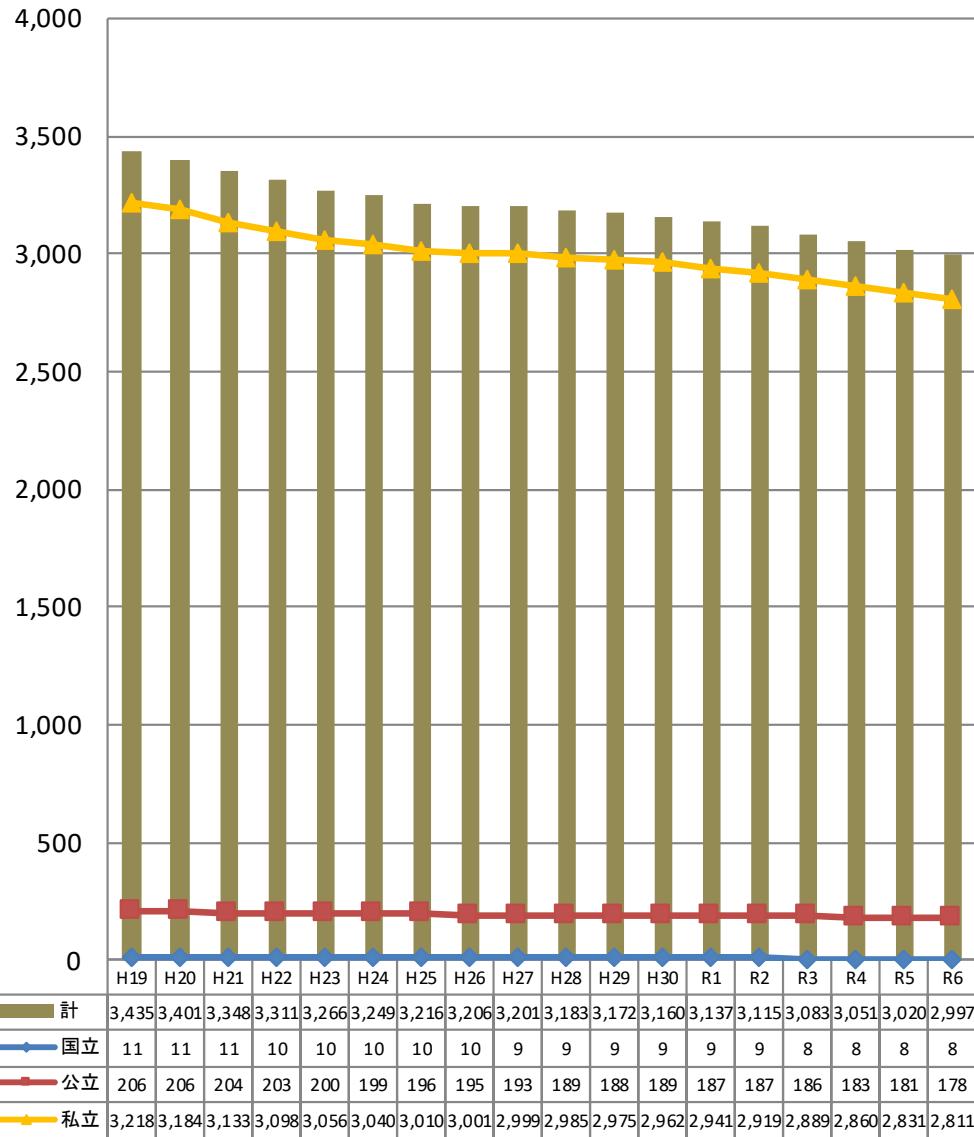
※ 高等学校については、全日制・定時制の生徒数、短期大学・大学については本科のほかに専攻科・別科等も含めた学生数に基づき算出。ただし、通信による教育を受ける学生は除いている。

専修学校の学校数の推移（設置者別・課程別）

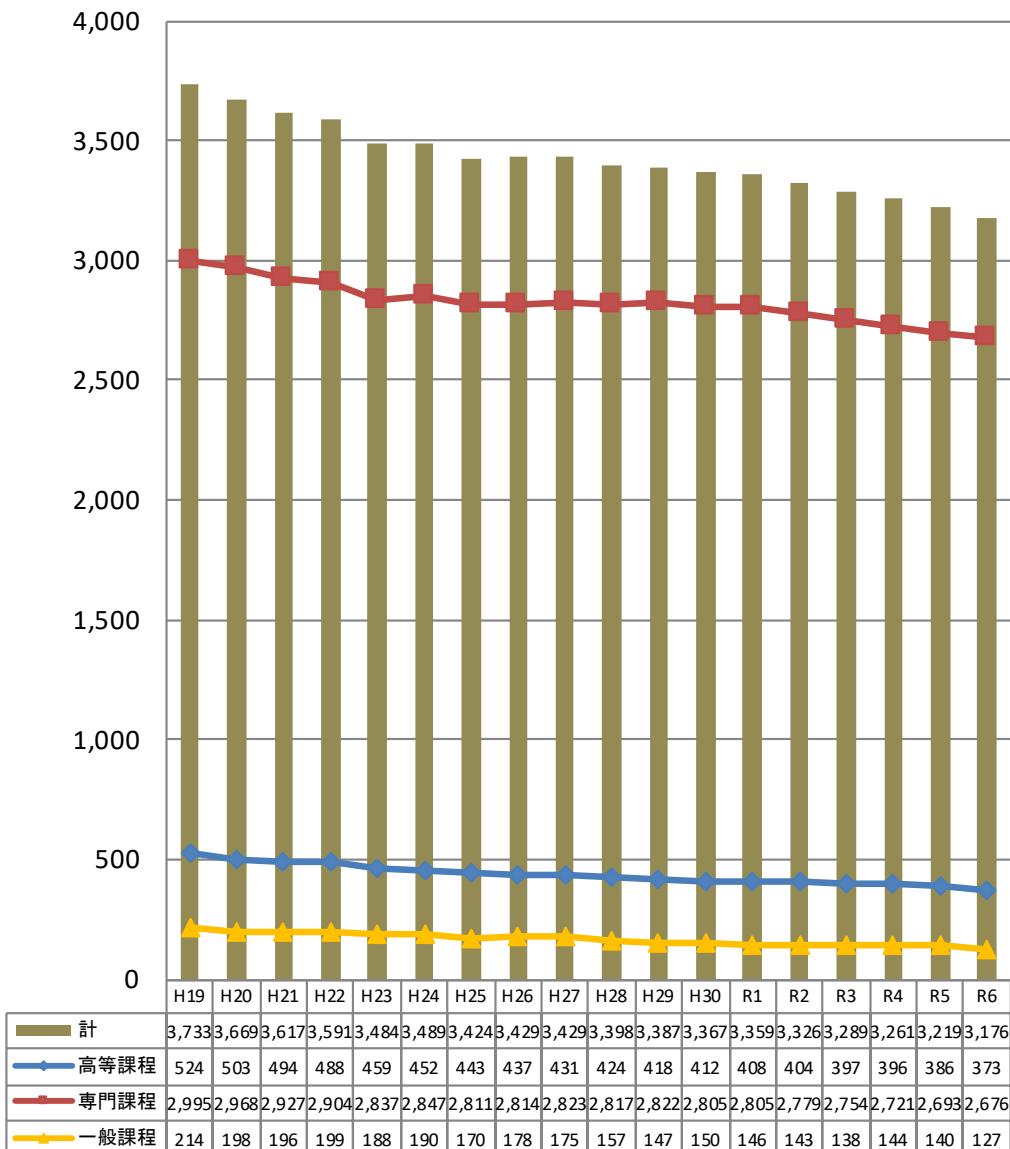
専修学校の学校数の推移

『学校基本調査』

国公私別学校数の推移



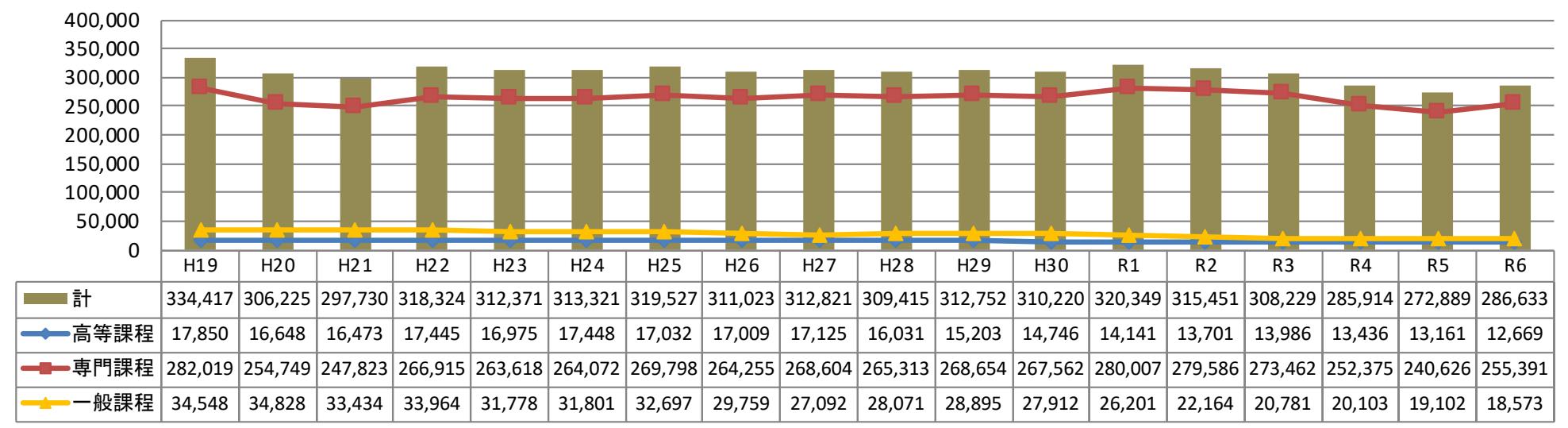
課程別学校数の推移



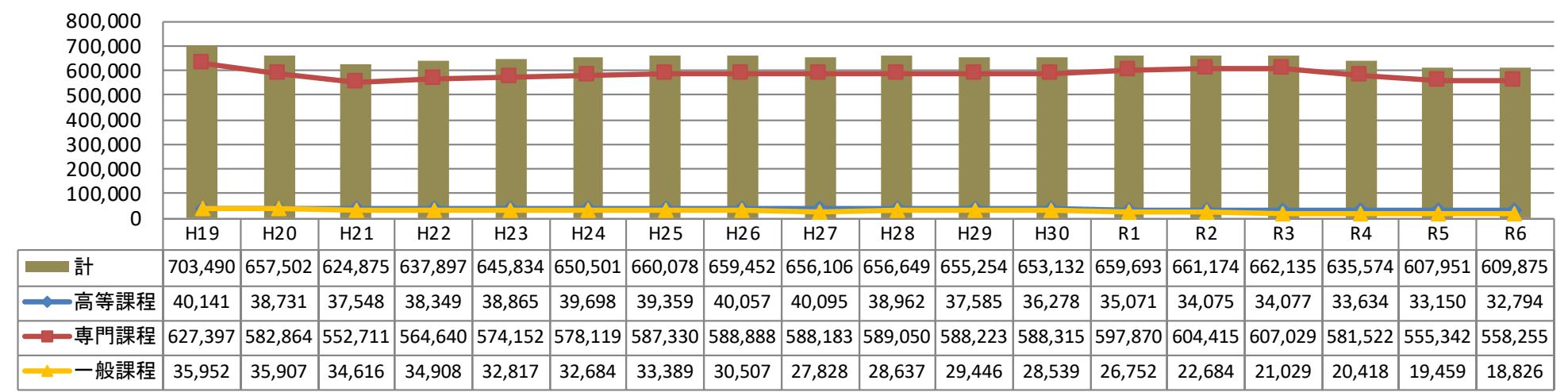
※一つの学校において複数種の課程を設置している場合があるため、「計」と各課程数の合計は一致しない。

専修学校の入学者数・生徒数の推移（課程別）

課程別入学者数の推移



課程別生徒数の推移



専修学校の分野別・課程別生徒数

| | 工業 | 農業 | 医療 | 衛生 | 教育・社会福祉 | 商業実務 | 服飾・家政 | 文化・教養 |
|------|--------------------|------------------|---------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 合計 | 98,823人 (16.2%) | 4,634人 (0.8%) | 167,888人 (27.5%) | 76,429人 (12.5%) | 28,873人 (4.7%) | 69,212人 (11.3%) | 15,912人 (2.6%) | 148,104人 (24.3%) |
| 高等課程 | 4,355人 (13.3%) | 127人 (0.4%) | 4,980人 (15.2%) | 5,215人 (15.9%) | 793人 (2.4%) | 7,858人 (24.0%) | 2,164人 (6.6%) | 7,302人 (22.3%) |
| 専門課程 | 94,456人 (16.9%) | 4,503人 (0.8%) | 162,908人 (29.2%) | 71,066人 (12.7%) | 28,072人 (5.0%) | 61,306人 (11.0%) | 13,697人 (2.5%) | 122,247人 (21.9%) |
| 一般課程 | 12人 (0.1%) | 4人 (0.0%) | 0人 (0.0%) | 148人 (0.8%) | 8人 (0.0%) | 48人 (0.3%) | 51人 (0.3%) | 18,555人 (98.6%) |

出典：令和6年度学校基本調査

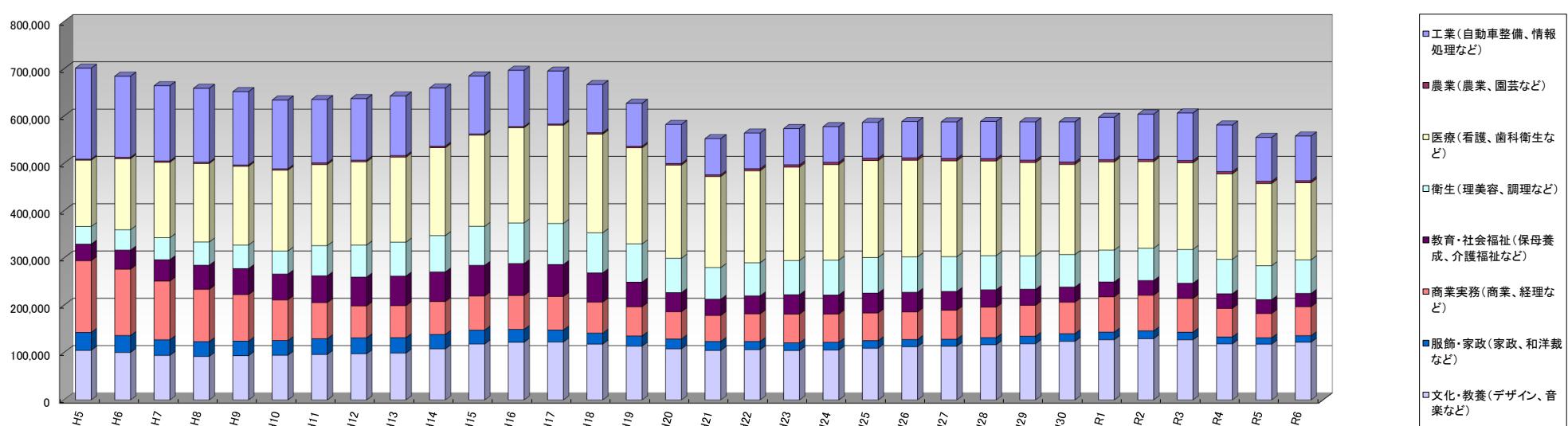
※ 括弧内は専修学校全体に対しての百分率を示す。

分野別専門学校生徒数の推移

| 分野区分 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 工業（自動車整備、情報処理など） | 192,203 | 171,570 | 159,012 | 156,203 | 155,167 | 145,581 | 133,921 | 130,207 | 126,112 | 122,883 | 122,810 | 118,963 | 111,882 | 101,957 | 90,707 | 82,572 |
| 農業（農業、園芸など） | 2,427 | 2,852 | 2,959 | 2,765 | 2,711 | 2,735 | 3,682 | 3,458 | 3,298 | 3,370 | 2,333 | 2,402 | 2,705 | 3,096 | 3,393 | 3,498 |
| 医療（看護、歯科衛生など） | 140,238 | 150,300 | 159,360 | 165,954 | 166,411 | 171,006 | 171,386 | 175,913 | 179,719 | 185,899 | 192,990 | 201,403 | 207,754 | 208,523 | 203,249 | 196,980 |
| 衛生（理美容、調理など） | 37,215 | 43,130 | 46,603 | 49,197 | 49,907 | 48,680 | 63,732 | 67,908 | 71,712 | 76,882 | 82,493 | 85,946 | 86,730 | 84,804 | 80,747 | 72,789 |
| 教育・社会福祉（保母養成、介護福祉など） | 35,028 | 40,197 | 45,174 | 50,903 | 54,890 | 54,664 | 56,715 | 60,864 | 62,645 | 62,419 | 64,664 | 67,573 | 67,564 | 61,790 | 52,124 | 40,378 |
| 商業実務（商業、経理など） | 151,663 | 140,465 | 124,083 | 110,581 | 98,419 | 85,878 | 76,287 | 67,662 | 67,641 | 69,745 | 72,283 | 71,691 | 70,930 | 65,659 | 61,781 | 57,558 |
| 服飾・家政（家政、和洋裁など） | 37,889 | 35,685 | 33,115 | 31,393 | 30,890 | 31,247 | 33,360 | 33,512 | 32,495 | 30,352 | 29,254 | 27,192 | 25,333 | 23,067 | 21,568 | 20,963 |
| 文化・教養（デザイン、音楽など） | 104,986 | 100,591 | 94,256 | 92,061 | 93,677 | 94,588 | 96,286 | 97,784 | 99,271 | 108,230 | 118,523 | 122,042 | 122,710 | 118,292 | 113,828 | 108,126 |
| 合計 | 701,649 | 684,790 | 664,562 | 659,057 | 652,072 | 634,379 | 635,369 | 637,308 | 642,893 | 659,780 | 685,350 | 697,212 | 695,608 | 667,188 | 627,397 | 582,864 |

| 分野区分 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 工業（自動車整備、情報処理など） | 76,420 | 75,570 | 76,831 | 75,381 | 76,088 | 76,934 | 77,482 | 78,660 | 81,127 | 85,184 | 89,575 | 95,593 | 100,539 | 98,530 | 92,756 | 94,456 |
| 農業（農業、園芸など） | 3,667 | 4,390 | 4,926 | 4,928 | 4,906 | 4,971 | 4,991 | 5,081 | 5,027 | 5,046 | 4,843 | 4,743 | 4,848 | 4,723 | 4,705 | 4,503 |
| 医療（看護、歯科衛生など） | 192,616 | 194,439 | 197,381 | 202,023 | 204,919 | 204,320 | 202,723 | 200,080 | 197,357 | 190,539 | 186,437 | 183,236 | 183,240 | 180,876 | 173,895 | 162,908 |
| 衛生（理美容、調理など） | 66,836 | 70,048 | 72,393 | 73,745 | 75,356 | 75,006 | 73,396 | 72,259 | 70,528 | 68,796 | 67,431 | 68,222 | 71,567 | 72,746 | 71,730 | 71,066 |
| 教育・社会福祉（保母養成、介護福祉など） | 34,438 | 38,101 | 41,073 | 40,314 | 41,996 | 41,506 | 39,632 | 36,619 | 34,027 | 31,931 | 31,394 | 31,069 | 32,038 | 30,956 | 29,274 | 28,072 |
| 商業実務（商業、経理など） | 55,009 | 58,248 | 60,710 | 59,593 | 58,506 | 58,249 | 61,333 | 64,541 | 65,431 | 66,628 | 74,585 | 75,298 | 71,482 | 60,320 | 51,476 | 61,306 |
| 服飾・家政（家政、和洋裁など） | 18,910 | 17,420 | 16,161 | 16,475 | 16,074 | 15,204 | 14,792 | 15,038 | 15,753 | 16,053 | 16,049 | 16,545 | 15,954 | 14,604 | 13,440 | 13,697 |
| 文化・教養（デザイン、音楽など） | 104,815 | 106,424 | 104,677 | 105,660 | 109,485 | 112,698 | 113,834 | 116,772 | 118,973 | 124,138 | 127,556 | 129,709 | 127,361 | 118,767 | 118,066 | 122,247 |
| 合計 | 552,711 | 564,640 | 574,152 | 578,119 | 587,330 | 588,888 | 588,183 | 589,050 | 588,223 | 588,315 | 597,870 | 604,415 | 607,029 | 581,522 | 555,342 | 558,255 |

《出典: 学校基本調査》



専修学校の分野

8つの分野に渡り、専門的な知識、技術、国家資格を含む多様な資格が取得可能

工業

Technology Field

生活を支える物づくり、想像を形にする仕事

主な卒業学科

情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備、ゲーム、CGなど

取得できる資格、職業例

システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士、インテリアプランナーなど



農業

Agriculture Field

自然を理解し、自然とともに働く仕事

主な卒業学科

農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理など

取得できる資格、職業例

ガーデナー、園芸技術者、生花デザイナー、食品安全管理スタッフなど



医療

Medical Care Field

病院などで

医師・歯科医師をサポートする専門職

主な卒業学科

看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法など

取得できる資格、職業例

看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など



衛生

Personal Care and Nutrition Field

キレイ！かわいい！かっこいい！美味しい！を作り出すプロ

主な卒業学科

調理、栄養、理容・美容、製菓・製パン、メイク、エステティックなど

取得できる資格、職業例

調理師、栄養士、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、メイクアップアーティスト、エステティシャンなど



教育・社会福祉

Education and Welfare Field

子どもからお年寄りまで、

教育や支えが必要な人と接する仕事

主な卒業学科

保育、幼児教育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など

取得できる資格、職業例

保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）など



商業実務

Business Field

資格を取得し、

ビジネスの現場を支えるプロ

主な卒業学科

経理・簿記、秘書、経営・情報、観光・ホテル、医療事務など

取得できる資格、職業例

税理士、公認会計士、秘書、旅行業、ホテルスタッフ、医療事務員など



服飾・家政

Fashion and Home Economics Field

センスを生かし、

生活中で豊かさを生み出す仕事

主な卒業学科

和洋裁、服飾、ファッショングデザイン、ファッションビジネスなど

取得できる資格、職業例

ファッションデザイナー、バタンナー、スタイリスト、ファッションアドバイザー、マーチャンダイザーなど



文化・教養

Culture and General Education Field

多彩な能力を自由に発揮し、
学びや楽しみを提供する仕事

主な卒業学科

音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、動物・法律行政、スポーツなど

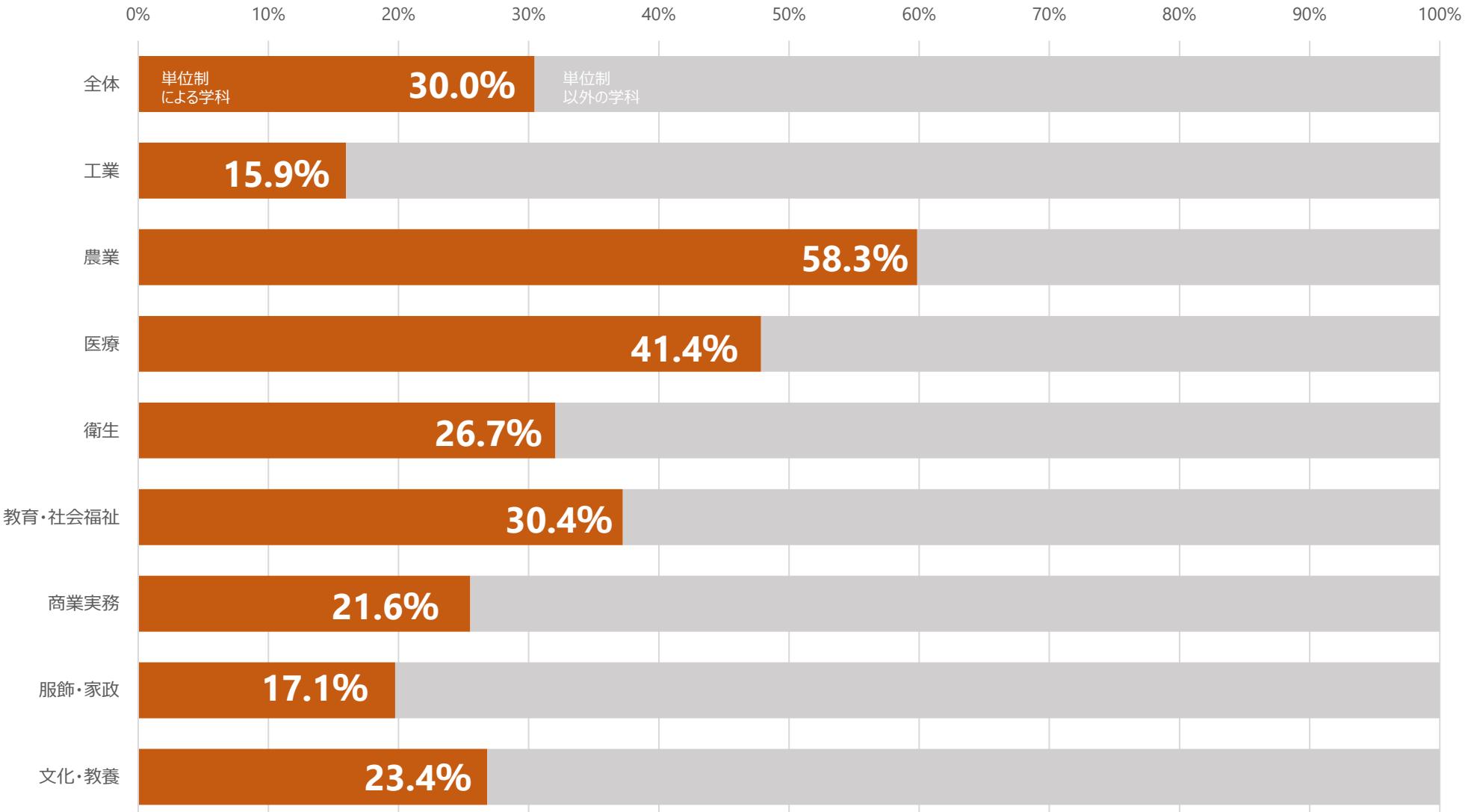
取得できる資格、職業例

デザイナー、通訳、トリマー、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど



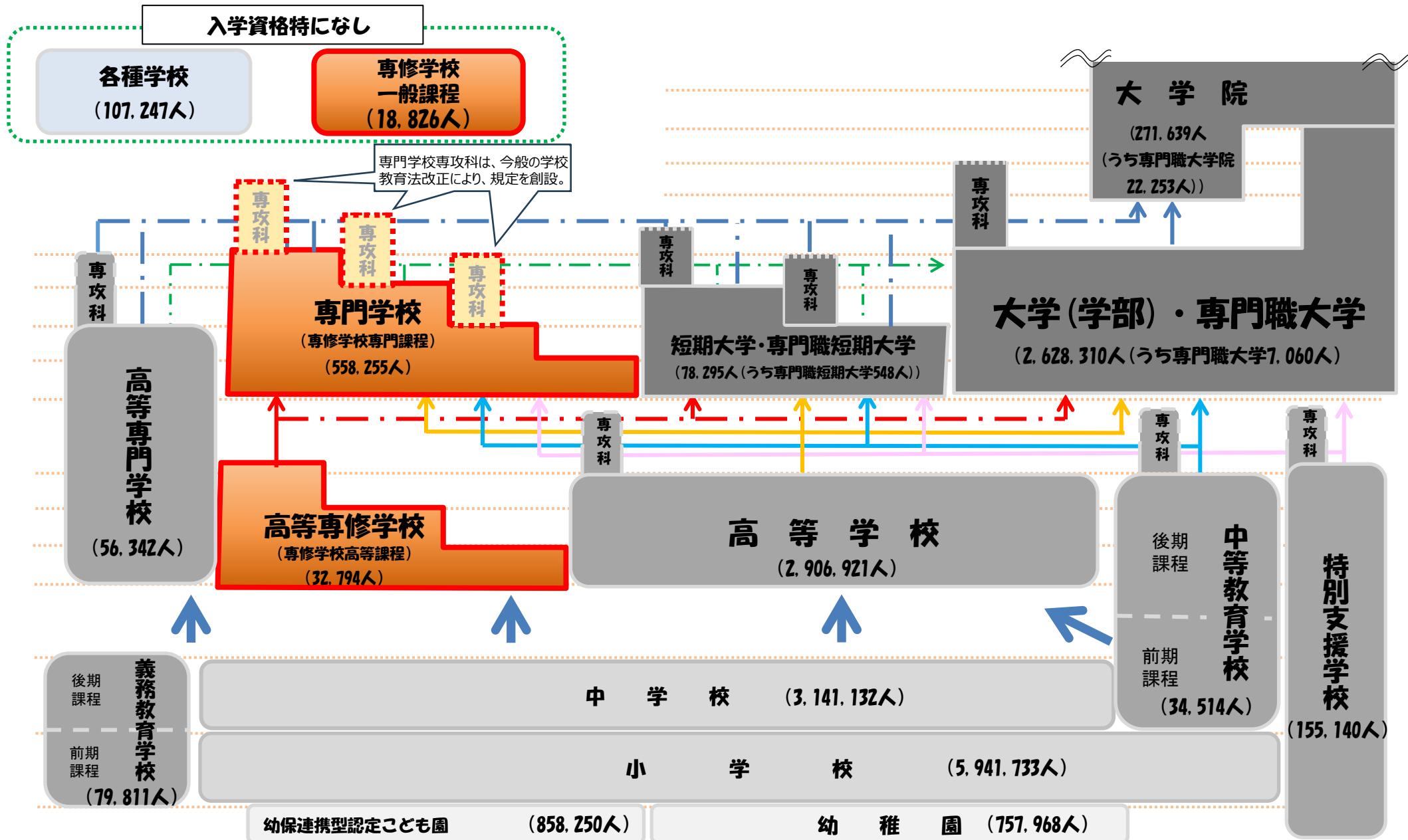
専門学校における分野別単位制学科割合

専門学校における学科のうち 4 分の 1 において単位制を導入



出典：令和 6 年度学校基本調査

専修学校（日本の学校体系における位置づけ）



出典：令和6年度学校基本調査（令和6年5月1日現在）

専修学校の設置認可基準（概要）

(昭和 51 年文部省令第 2 号)

| 区分 | 基準内容 |
|----------|--|
| 目的 | 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと |
| 設置者 | 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること 等 |
| 入学資格 | 専門課程、高等課程、一般課程の別による。 |
| 修業年限 | 1 年以上 |
| 卒業所要授業時間 | 昼間学科：年間 800 時間以上、夜間学科：年間 450 時間以上 |
| 教育内容 | 専門課程、高等課程、一般課程の別による。 |
| 生徒数 | 教育を受ける者が常時 40 人以上であること。 (同時に授業を行う生徒数は、原則として 40 人以下) |
| 教員資格 | 専門課程、高等課程、一般課程の別による。 |
| 教員数 | 専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。 |
| 校舎の面積 | 専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。 |
| 施設・設備等 | 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等 |
| 教材 | 規定なし |
| 所轄庁 | 都道府県 |

※ 上記は、専修学校の設置認可基準のうち、主なもの概要を記載している。

各種学校の設置認可基準（概要）

(昭和31年文部省令第31号)

| 区分 | 基準内容 |
|----------|--|
| 目的 | 学校教育に類する教育を行うこと |
| 設置者 | 制限なし |
| 入学資格 | 制限なし |
| 修業年限 | 1年以上（但し、簡易な技術、芸術等の課程は3ヶ月以上1年未満） |
| 卒業所要授業時間 | 原則年間680時間以上 |
| 教育内容 | 規定なし |
| 生徒数 | 教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める。 (同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下) |
| 教員資格 | 担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者 |
| 教員数 | 3人以上 |
| 校舎の面積 | 115.70m ² 以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31m ² 以上（特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合はこの限りではない。） |
| 施設・設備等 | 教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。 |
| 教材 | 規定なし |
| 所轄庁 | 都道府県 |

※ 上記は、各種学校の設置認可基準のうち、主なもの概要を記載している。

準学校法人の設置認可基準（概要）

〔 昭和 25 年文部次官通達
昭和 35 年文部省管理局長通達 〕

| 区分 | | 基準内容 | |
|----|--------|--|---------------------------------|
| 目的 | | 私立専修学校・各種学校の設置 | |
| 機関 | 役員 | 役員には、各役員につき、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれてはならない。 | |
| | 理事（会） | 職務：業務の執行機関（法人を代表とする） 定数：5 人以上（ただし、7 人以上を適当とする） 選任：設置する学校の校長等 | |
| | 監事 | 職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2 人以上 （兼職禁止：理事・教職員を兼ねてはならない） | |
| | 評議員（会） | 職務：理事長の諮問機関 定数：理事定数の 2 倍を超える数 選任：寄付行為の規定により選任された者 | |
| 資産 | 基本財産 | 原則、自己所有（負担付でないこと。ただし、特段の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りではない） | |
| | 施設・設備 | 校地 | 校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等 |
| | | 校舎 | 普通教室、実習室、職員室、図書室等（教員室、事務室、保健室他） |
| | | 設備 | 教具（機械、器具、模型等）、学具（机、腰掛等） |
| | 運用財産 | 毎年度の計支出に対し、授業料・入学会の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保てること | |

専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

令和7年5月現在

| 昭和51年 制度発足 | 昭和57年 私立学校振興助成法改正 | 平成18年 教育基本法改正 | 令和6年 学校教育法改正 | | |
|--------------------------|---|---|--|--|--|
| 称号 | 【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、 試験等 に基づく課程修了の 認定等 | 【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等に に基づく課程修了の認定等 | | | |
| 大学院学 校と・ の大 | 【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与 | 【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与 | 【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与 | | |
| 教育の質の 向上 | 【平成14年】 情報の積極的 提供の義務化 自己点検・評価等 の努力義務化 | 【平成19年】 自己評価の義 務化等・学校関 係者評価の努 力義務化 | 【平成24年】 単位制・通信 制の制度化 【平成25年】 「職業実践専門課 程」制度創設 | | |
| 学校評価の 間価に 相お 互け | 【平成3年】 大学等にお ける専門學 校教育の單 位認定 | 【平成5年】 高校におけ る専修學校 教育の單位 認定 | 【平成11年】 専修學校におけ る大学等の學修 の履修認定に係 る範囲拡大 [1/4→1/2] | 【平成24年】 専修學校が授業科目の履 修とみなすことができる學 習の範囲の拡大(高等學 校專攻科、職業訓練等) | 【令和4年】 専修學校が授業科目 の履修とみなすことが できる學習の範囲の 拡大(特別の課程履 修の單位認定) |
| 助成・税制 | 【昭和55年】 日本育英会奨 学金事業の対 象化 | 【昭和60年】 専修学校補助 等に関する地 方交付税措置 | 【平成18年】 勤労学生控除 制度の対象者 拡大 | 【平成25年】 高等専修學校の授業料 減免措置に関する地方 交付税措置を開始 | 【令和2年4月】 高等教育の修学 支援新制度 |
| | 【昭和58年】 学校法人・準學校 法人への施設整 備費創設 | 【平成9年】 準學校法人の 設備整備費補助 対象化 | 【平成22年】 高等課程生徒に に対する「高等學 校等就学支援 金」の支給 | 【平成23年】 学校法人・準學 校法人等に対す る個人からの寄 付の税額控除 の導入(平成27 年及び平成28 年に要件緩和) | 【令和4年4月】 職業実践専門課程 認定校に対する特 別交付税措置 |
| | 【昭和41年】 勤労学生控除 制度創設 | | 【平成29年】 給付型奨學金 (平成30年から本格実施) | JSC災害共済給付制度の 高等課程対象化 | |

適格専攻科の設置（参考①）

（参考）大学分科会（第181回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議 <資料3>

専修学校の適格専攻科への大学院入学資格の付与について

資料3

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。
- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

大学院入学資格の付与について

- 大学院入学資格が認められる専修学校専門課程と同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者に対して大学院入学資格を付与するにあたり、質の保証については、以下の取組を行う。

＜適格専攻科の質の保証の取組＞

- 文部科学省が、基準に基づき認定（別添1）
- 自己点検評価の実施及び公表の義務付け並びに学校教育法第132条の2第2項に基づく「外部の識見を有する者による評価」（独立した第三者による評価）を5年内に1回義務付け
- 指定養成規則等に基づく大臣の指定等、教育課程や教員資格等に対する立入調査等（別添2）

※参考：一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に大学院入学資格を認めた考え方

各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。（「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日 中央教育審議会））

適格専攻科の設置（参考②）

（参考）大学分科会（第181回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議 <資料3>

修了者に大学院入学資格の付与が認められる 専修学校専門課程の指定基準

一 修業年限が4年以上であること。

二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）
が3,400時間（124単位）以上であること。

※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の
学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。

三 体系的に教育課程が編成されていること。

四 試験等により成績評価を行い、その評価に基
づいて課程修了の認定を行っていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める 専修学校の適格専攻科の指定基準案

一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以
上となるものであること。

二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な
総単位数が通算して124単位以上であること。

三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編
成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が
体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とす
る方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び
専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの
等を対象とすることを検討。

（例）

| 専門課程 | 専攻科 |
|--------------------------|----------|
| 看護師 | 助産師、保健師 |
| 2級自動車整備士 | 1級自動車整備士 |
| あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師 | 左記の資格の教員 |

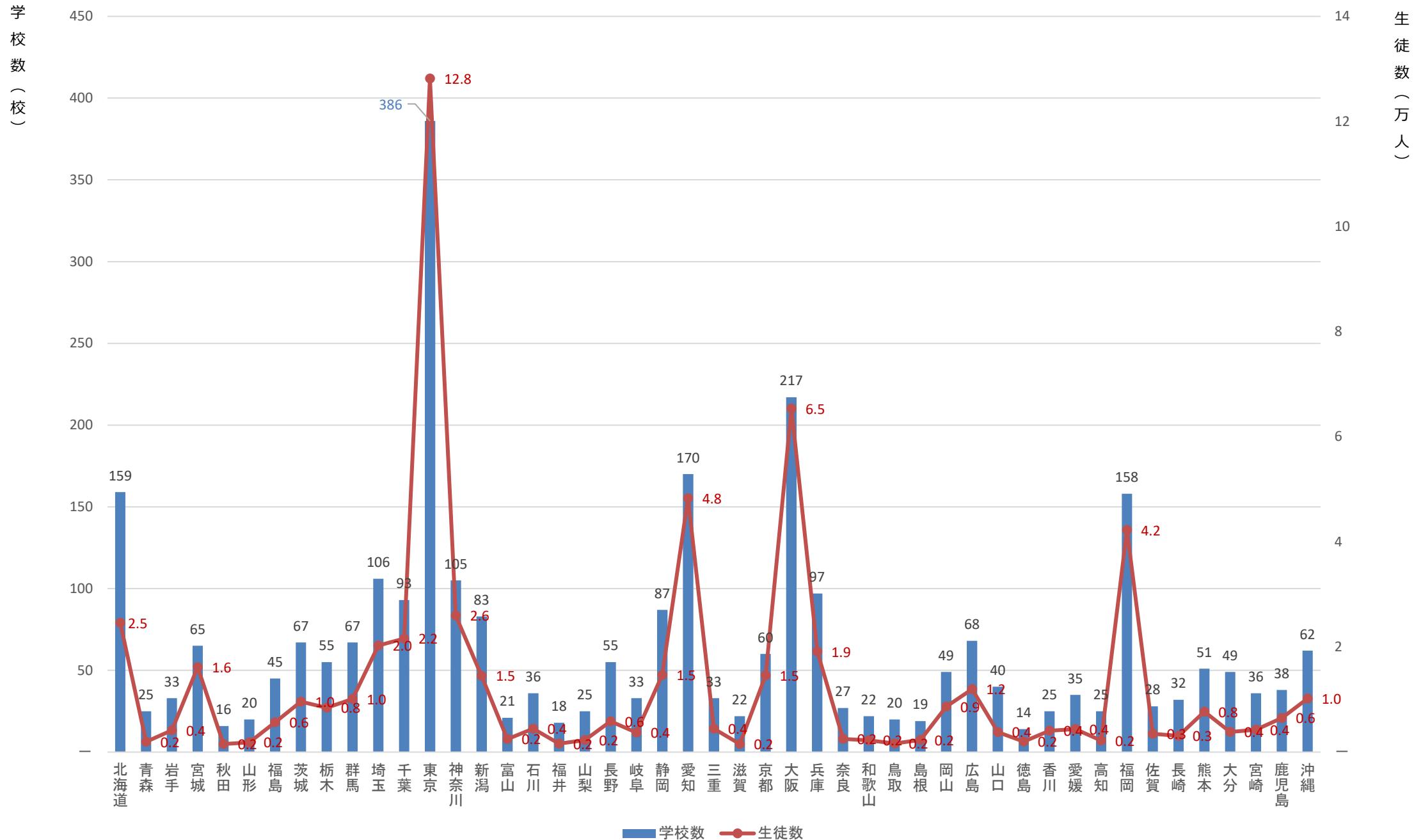
※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単
位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において
試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たし
ていること等を基準に盛り込むことを検討。



都道府県別の状況

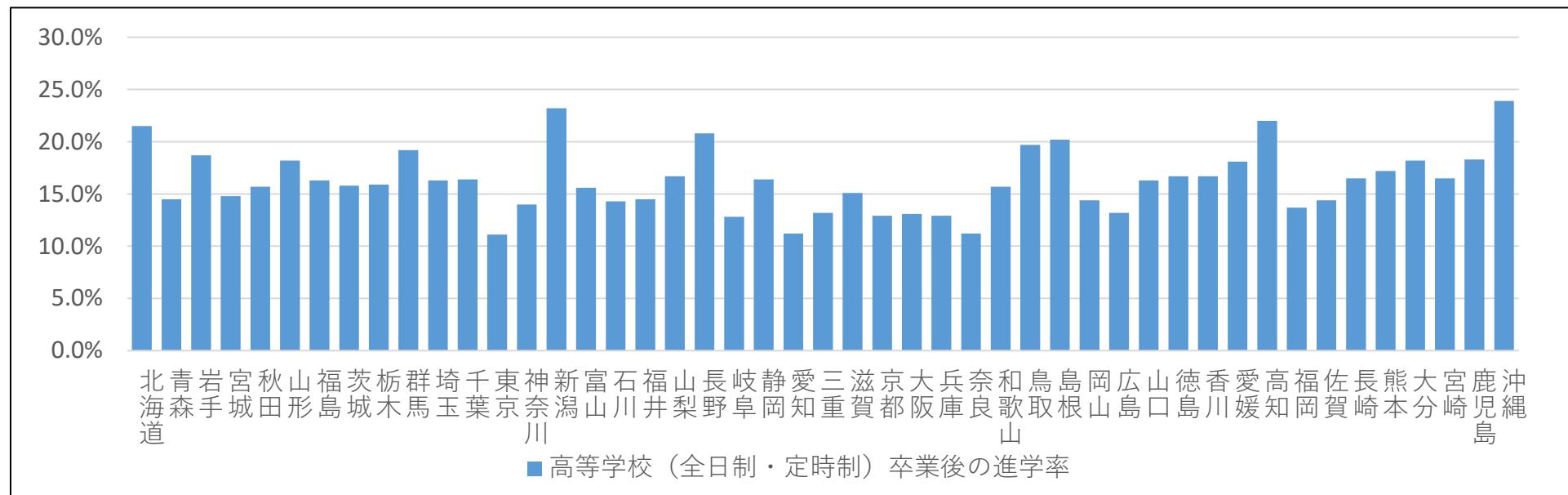
地域別専修学校数と生徒数



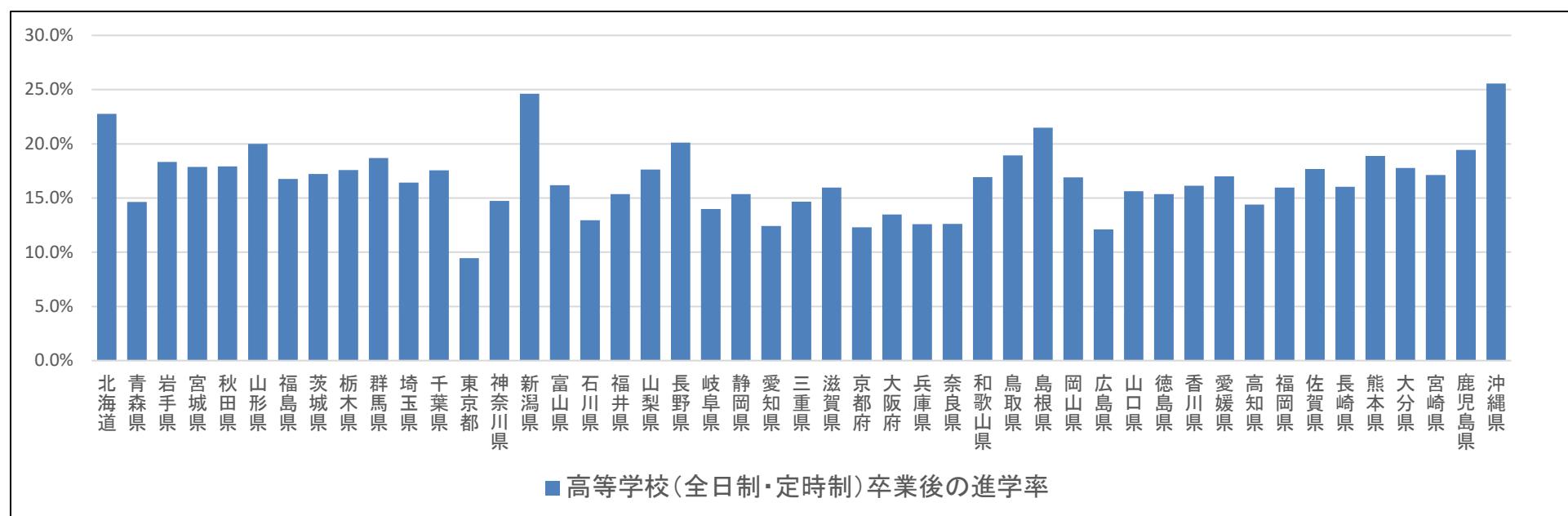
出典：令和6年度学校基本調査

都道府県別専門学校進学率の変化

【平成20年度：15.3%】



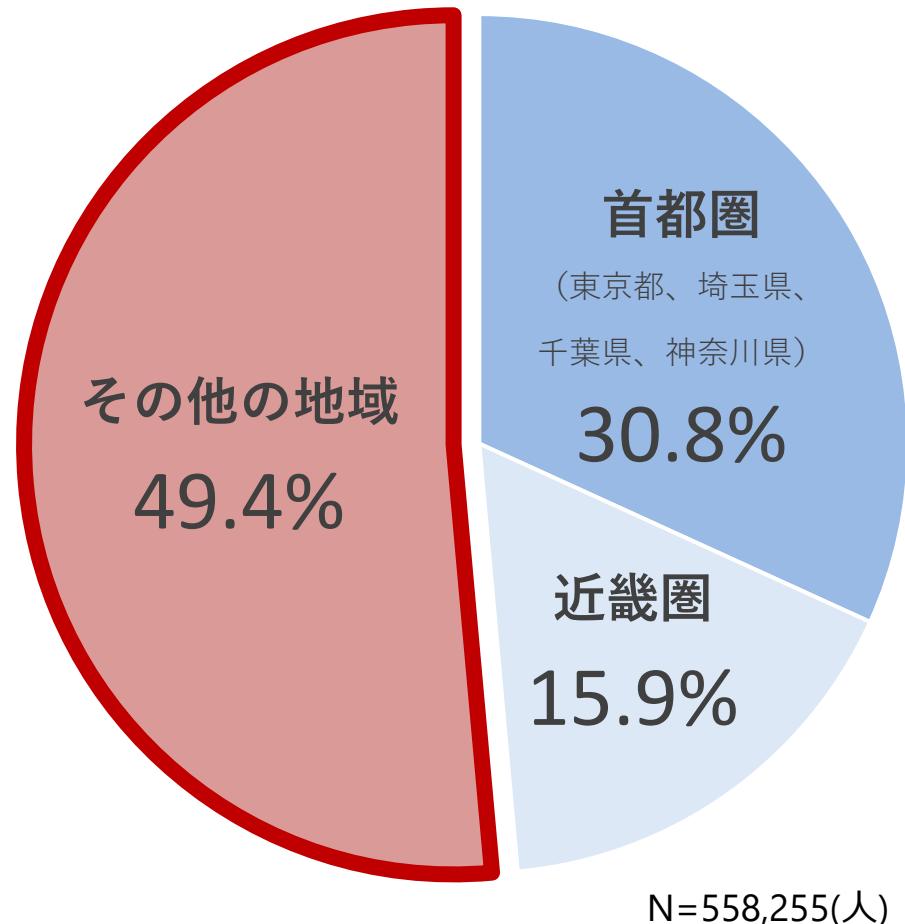
【令和5年度：15.5%】



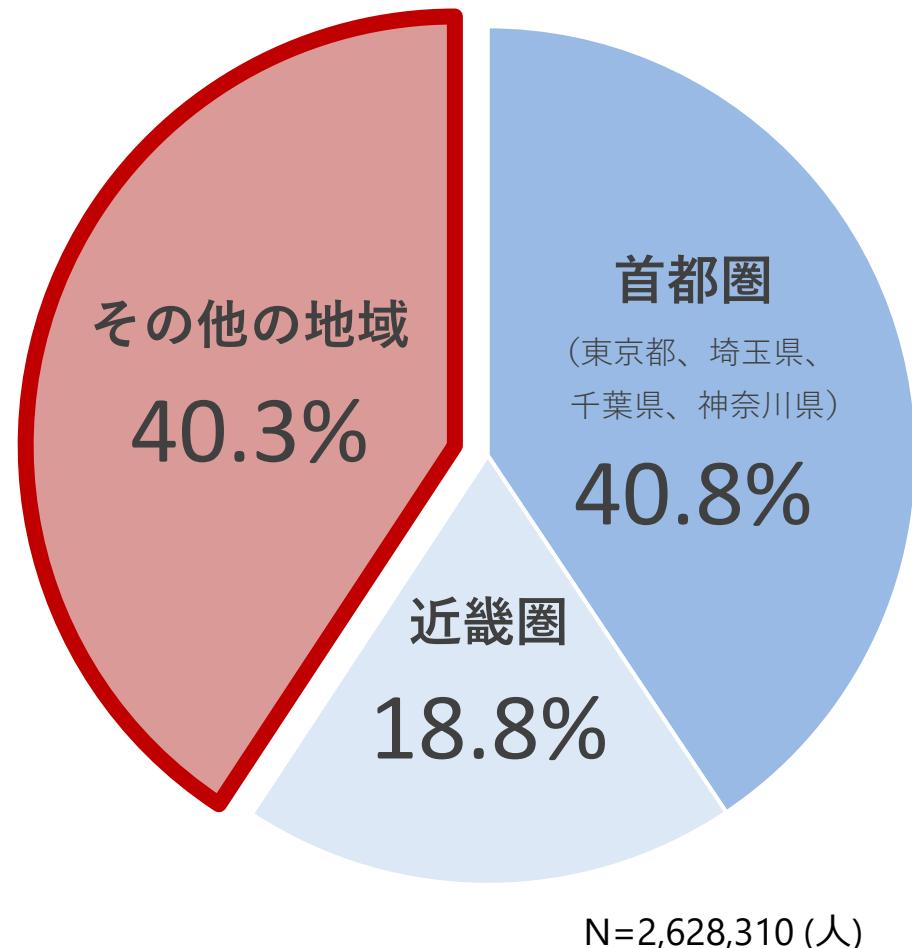
全国の専門学校生・大学生のうち首都圏・近畿圏に在学する者の割合

専門学校は、大学に比較して、なお地方の教育資源としての性格をより強く残している。

専門学校

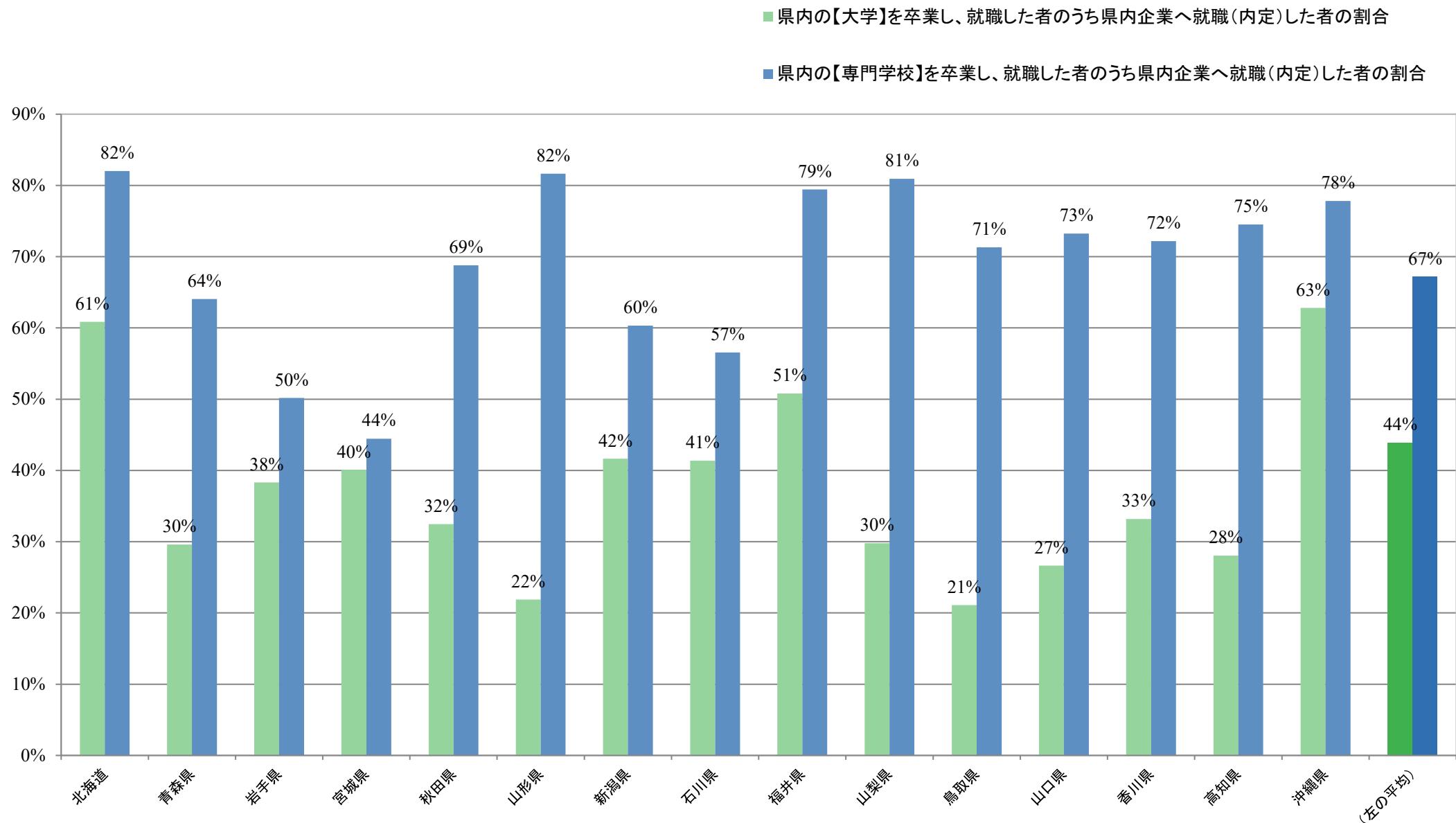


大学（学部）



出典：文部科学省「令和6年度学校基本調査」

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況



令和7年3月卒業者の状況
 文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)



職業實踐專門課程

実践的な職業教育の推進について

職業実践専門課程

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度（平成25年～）

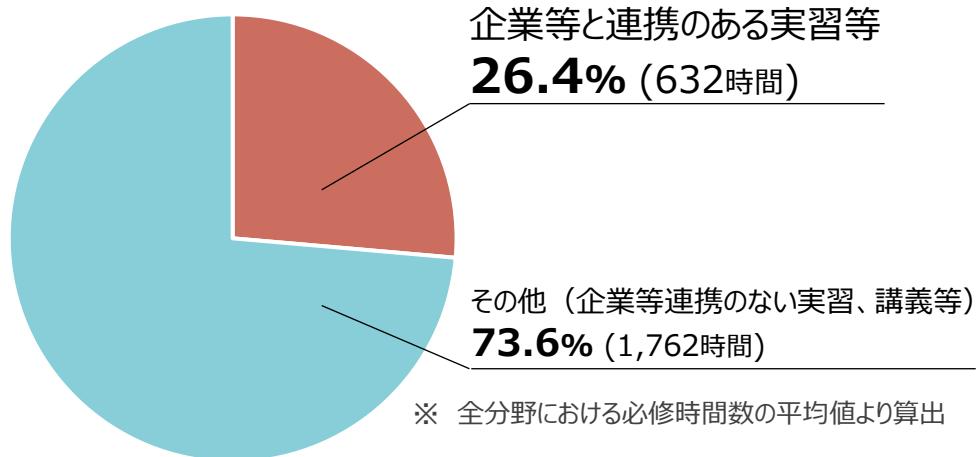
認定要件

- 専門士※又は高度専門士※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、
③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124 単位）以上、
③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

実習の状況



出典：平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究
(三菱総合研究所)



認定を受けるメリット

学校

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、**業界ニーズの把握**や、**養成する人材像を明確化**でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・学校関係者による**学校評価**により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる。
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、**学校の強みを積極的にアピール**できる。

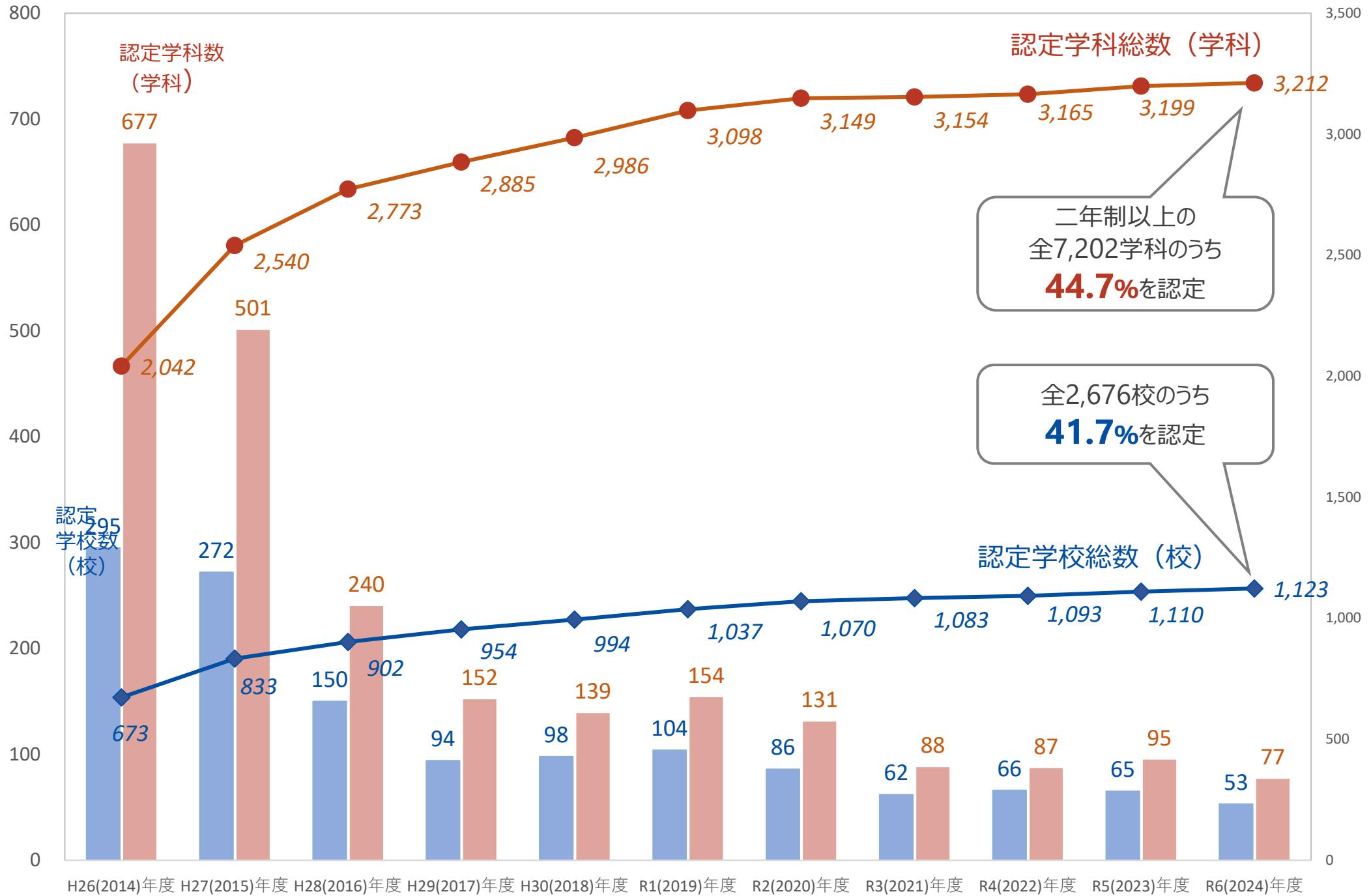
企業

- ・派遣社員の**スキルアップ**や**モチベーション向上**。
- ・生徒の感性や発想を**商品開発**や**現場の改善**に活かせる。

生徒

- ・企業等のニーズを反映した**カリキュラム**を学ぶ。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、**具体的に働くイメージ**が持てる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



職業実践専門課程等が認定されている学科の割合

| | 修業年限 2 年以上の専門課程 | | うち 修業年限 4 年以上の専門課程 | |
|--|-------------------------|-------------------|-----------------------------|-------------------|
| | うち 職業実践専 門課程認定 | うち 専門士認定 | うち 職業実践専 門課程認定 (※) | うち 高度専門士 認定 |
| | 学科数 (総学科数に 占める割合) | 7,178学科 (100%) | 3,199学科 (45%) | 6,622学科 (92%) |
| | 581学科 (100%) | 294学科 (51%) | 464学科 (80%) | |

※ 令和6年3月時点。

※ 上記の他、大学の編入学は、専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上、総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上の課程）を修了した者が認められ、各大学の学長が入学を許可する。

※ 修業年限4年以上の専門課程のうち職業実践専門課程に認定されている学科には、コースにより修業年限が異なるものも含む。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・38都道府県で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和6年度。実施都道府県は下図のとおり。)
- ・職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加。
- ・職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、令和4年度から特別交付税措置。

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和7年3月24日時点)

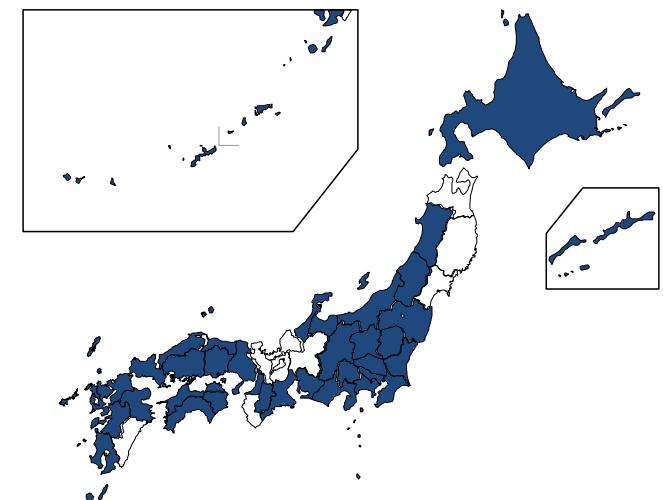
- ・学校数：1,123校(42.0%)
- ・学科数：3,212学科(44.6%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,676校)、修業年限2年以上の全学科数(7,202学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への
補助を行っている都道府県数
(令和7年1月時点)

令和3年度：19都府県
令和4年度：25都道府県
令和5年度：35都道府県

令和6年度：38都道府県
※特別交付税措置対象



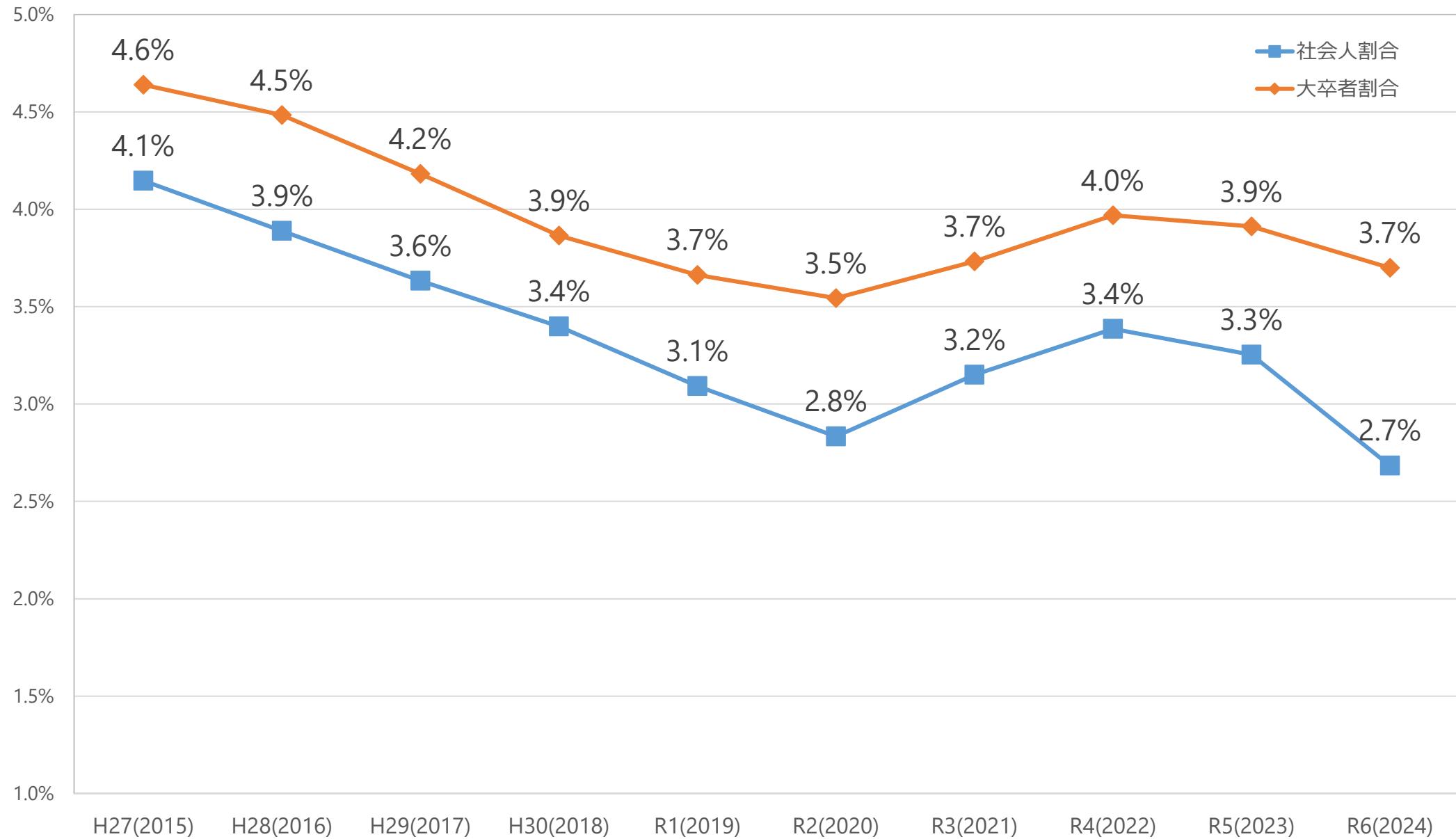
図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体（令和7年1月時点）
(北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)



リカレント教育

専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移

専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移



出典：文部科学省「学校基本調査」

キャリア形成促進プログラム認定制度について

平成29年3月 「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告) - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省）-

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）

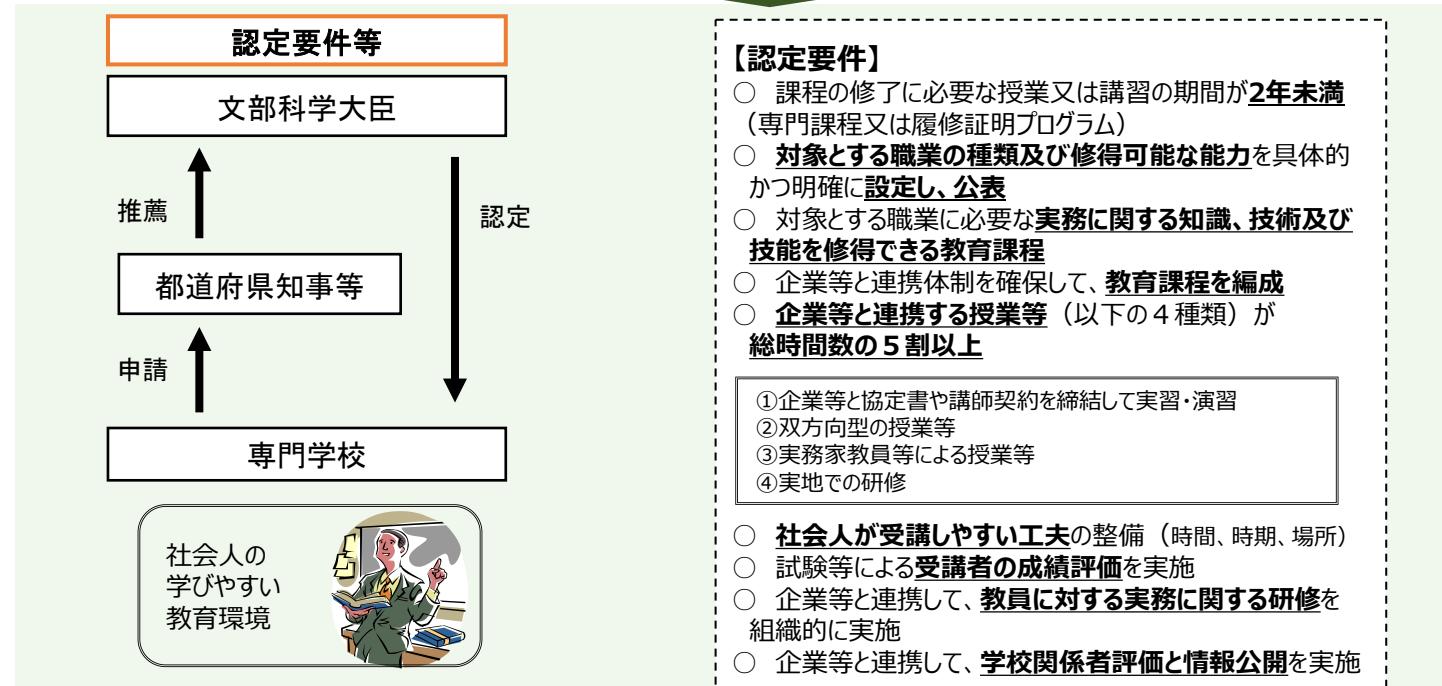
第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

- 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
 - ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大蔵認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

※認定数 17校、22課程（令和6年12月20日現在）



社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大



留学生

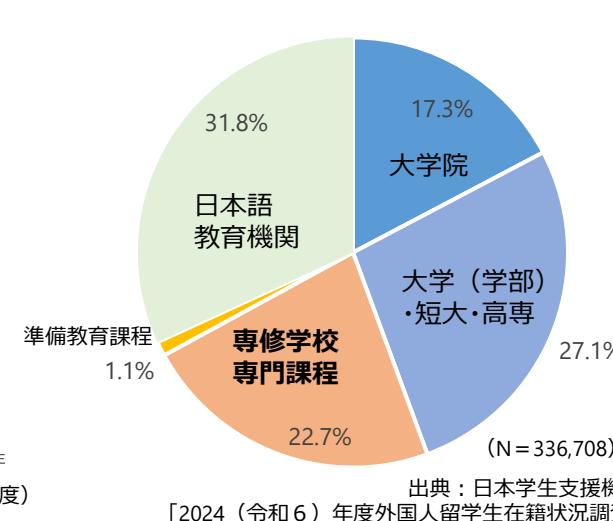
○日本での就職を希望する専門学校留学生割合は7割程度

○卒業生のうち日本で就職した割合は、令和5年度は約4割

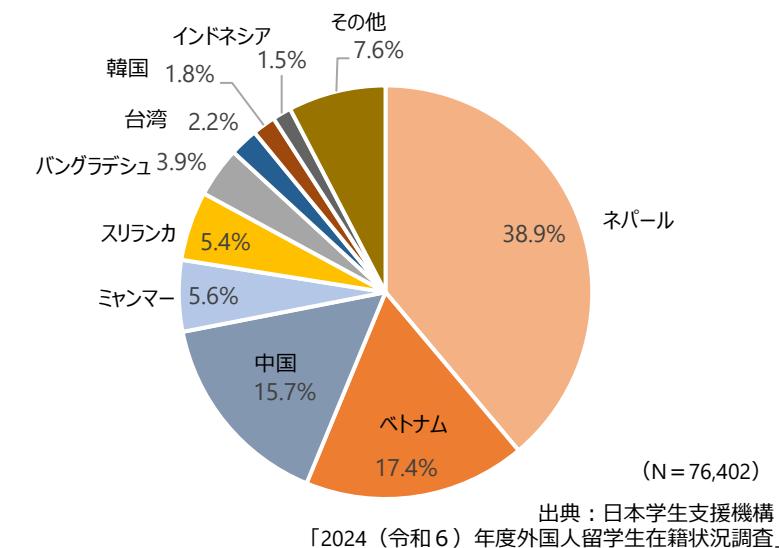
● 専門学校における留学生数の推移



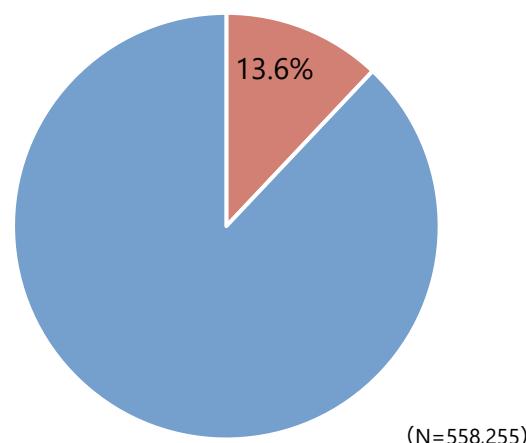
● 留学生総数に占める割合



● 専門学校における国別留学生割合



● 専門学校生における留学生割合



出典：日本学生支援機構「2024（令和6）年度外国人留学生在籍状況調査」
文部科学省「令和5年度学校基本統計」より算出

● 専門学校留学生の国内就職状況



外国人留学生キャリア形成促進プログラムについて

◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定制度）について

- 就労のための在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格決定の際、教育機関での専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断において、大学の卒業生については柔軟化が図られている一方で、**専門学校の卒業生については「相当程度」の関連性**が求められており、**大学の卒業生と比較して、許容される業種・業務が限定されている**。
 - 今般の在留資格の運用等の見直し（※）により、**外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生**については、**関連性について柔軟に判断されることとなる**。また、認定を受けた専門学校の卒業生のうち、高度専門士の称号を付与された者については、新たに「特定活動（告示第46号）」の対象となる。
- ※ 「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（ガイドライン）の改定及び在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正（令和6年2月29日付け）
- 認定校数は、**229校、595学科（令和7年3月現在）**。

◆ 外国人留学生が日本で就職する場合の在留資格の切替え

〈在学時〉

留学
(大学、専門学校等)

在留資格切替え

〈就労時〉

技術・人文知識・国際業務
特定活動（告示第46号）

等

外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件（文部科学大臣認定制度）

- ①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
(企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度)
- ②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④外国人留学生の受け入れに関する不適切な事情その他の目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」(第二次提言) 概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations

教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした**新しい資本主義**を実現するためには、**人への投資**を進めることが重要。
- 世界最先端の分野で活躍する**高度人材から地域の成長・発展を支える人材**まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、**多様性と包摂性のある持続可能な社会**を構築することにより、我が国の更なる成長を促し、**国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠**。
- 留学生交流について量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視。
- 今後、**より強力に高等教育段階の人的交流を促進**し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から**多様性・包摂性**に向けた教育を充実。
- **高度外国人材の受入れ制度**について、**世界に伍する水準への改革**を進めるとともに、**海外留学した日本人学生の就職の円滑化**や日本での活躍を希望する**外国人留学生の国内定着**を促進。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ **高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図る**とともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするために、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ **多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境**や、**高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。

III.2033年までの目標

日本人学生の派遣



2033年までに**50万人**

(コロナ前22.2万人)



非英語圏の仏・独と同等の水準

<大学・専門学校等>

- 日本人留学生における学位取得等を目的とする**長期留学者**の数
6.2万人→**15万人**

<高校等>

- 高校段階での留学生数**
研修旅行（3か月未満） 4.3万人→**11万人**
留学（3か月以上） 0.4万人→**1万人**



外国人留学生の受入れ・定着



2033年までに**40万人**

(コロナ前31.8万人)

<大学・専門学校・日本語学校等>

- 外国人留学生の数**
31.2万人→**38万人**

<高校等>

- 外国人留学生の数（高校）**
0.6万人→**2万人**

- 全生徒数に占める**留学生の割合**
高校：0.2%→0.7%

- 全学生数に占める**留学生の割合**
学部：3%→5%
修士：19%→20%
博士：21%→33%

- 留学生の**卒業後の国内就職率**
(国内進学者を除く。)
48%→60%

教育の国際化



<大学等>

- 英語のみで卒業・修了できる学部・研究科の数

学部：86→200
研究科：276→400

<中学・高校等>

- 英語で複数教科の授業を受けられる高校（コース等含む。）の数
50→150

- 海外の大学との**交流協定に基づく交流のある大学**の割合
48%→80%

○対面での国際交流を行う高校の割合

18%→50%

- 中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流を行っている学校の割合
20%→100%

※海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているもの

現状

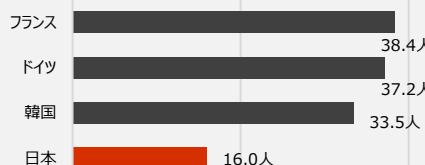
日本人学生の派遣

日本人学生の留学停滞

主に長期（学位取得目的を含む）の日本人の海外留学生数

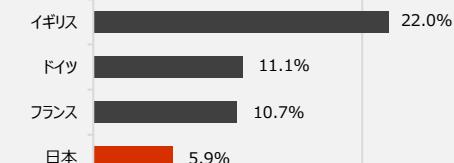


高等教育機関在学者千人に対する派遣留学生数の国際比較



外国人留学生の受入れ・定着

高等教育機関在学者に占める留学生の割合



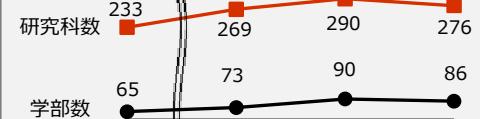
微増に留まる外国人留学生の国内就職率

高等教育機関を卒業・修了後に国内就職する外国人留学生の割合（国内進学者を除く）

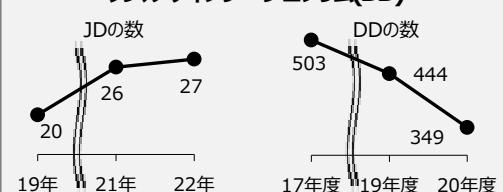


教育の国際化

英語のみで学位が取れる学部・研究科



ジョイント・ディグリー・プログラム(JD)及びダブル・ディグリー・プログラム(DD)



1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の派遣方策

①高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣の推進

- ・SNS等を活用した広報強化
- ・卒業生のネットワーク構築
- ・各自治体での海外大学進学支援の取組推進
- ・**協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組推進**
- ・中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生について、海外派遣の指標実現に向けて大幅に拡大するため、官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進歩に沿って**給付型奨学金を着実に拡充するなど奨学金の充実**に取り組むとともに、企業・個人等が拠出する奨学金の一層の活用推進など、**官民一体での経済的支援の充実**
- ・**企業による代理返還制度の活用促進**や**地方公共団体による返還支援の取組を推進**
- ・官民協働による「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進
- ・**博士人材等派遣の促進**
- ・社会人の海外大学院留学の促進 等

②初等中等教育段階における英語教育・国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習等の推進

- ・英語4技能（読む、書く、聞く、話す）の育成に向けた、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進
- ・探究学習、自然・社会・文化芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育の推進
- ・国際バカロレアなどの国際的な教育プログラムが履修できる教育環境の整備を促進
- ・教員養成段階の留学や採用後の海外経験機会の拡充、実践的な教員研修の充実を通じた教員の英語教育・国際理解教育の指導力強化
- ・**1人1台端末を活用した海外とのオンライン交流の促進** 等

(2) 外国人留学生の受入れ方策

①日本への留学機会の創出

- ・学生の早期からのリクルート、広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化
- ・留学生受入れに関する情報が一元的に得られるポータルサイトの情報充実
- ・**優秀な学生の早期からの獲得強化に向けたプログラム構築**
- ・海外における日本語教育の充実
- ・**国費留学生制度の地域・分野重点化などの見直し** 等

②入学段階での要件・手続の弾力化

- ・DX化促進による渡日前入学者選抜の促進
- ・留学ビザ取得のオンライン化
- ・銀行口座開設における負荷軽減 等

③国内大学の教育研究環境の質及び魅力の向上

- ・**留学生の授業料設定柔軟化**や**定員管理の弾力化**
- ・**キャンパスの質及び魅力の向上**、民間資金等も活用した留学生・外国人教員宿舎の整備、賃貸住宅の受入れ環境整備 等

④適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化

- ・**在籍管理非適正大学等の大学等名の公表**、**在留資格「留学」の付与停止**、**私学助成の厳格な対応**、留学生数等の情報公開の強化
- ・安全保障貿易管理の徹底、研究インテグリティの推進 等

(3) 国際交流の推進

- ・**「アジア架け橋プロジェクト」**や対日理解促進交流プログラムの**充実強化**、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進
- ・COIL（国際協働オンライン学習）、VE（バーチャル・エクスチェンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
- ・脱炭素人材の人材育成強化や農業を学ぶ学生等の留学・国際交流活動の推進、文化・芸術分野での学生・若手芸術家等の交流の促進 等

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

- ・留学中の学生への就職情報の提供、現地でのジョブフェアへの参画拡大
- ・帰国後の留学生に対する通年・秋季採用、インターンシップ等による多様な選考機会の提供促進
- ・留学等を通じて得られた知識や専門性に対し企業が採用・人材育成面での積極的な評価を行う取組の裾野を広げる機運醸成 等

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

①留学生の就職促進に向けた取組促進

- ・ハローワーク等における多言語対応を含めた相談支援機能・拠点の強化等による環境整備
- ・地域の特性に応じたインターンシップ機会の提供等による外国人留学生等の地元企業への就職・定着支援を行う「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」の設立、「高度外国人材活躍促進プラットフォーム」における中小・中堅企業の外国人材の受入れに係る課題解決に向けた伴走型支援の実施 等

②受入れ企業側における企業風土の改善、環境の充実

- ・企業での採用方針の明確化、社内制度の見直し、採用方針・実績の公表等の促進 等

③関連する在留資格制度の改善

- ・高度外国人材に係る受入れ制度の世界に伍する水準への改革（特別高度人材制度及び特定活動における未来創造人材制度の創設）、一定の要件を満たす国内大学の卒業者についても同様の措置が受けられるようにするための検討
- ・質の高い専門学校の認定制度を創設、その卒業者等の在留資格の運用見直し 等

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

- ・海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーや単位互換、大学間交流協定締結の促進
- ・国際交流などにおいて高度で専門的な知識や経験を有する「アドミニストレータ職」等の採用・育成の促進
- ・徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備
- ・国際化に積極的に取り組む大学等へのインセンティブ付与
- ・国際化を先導する大学の認定制度の創設
- ・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流の推進
- ・欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現 等

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

- ・インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握、学校間接続の円滑化、国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援
- ・学校教育を受ける際に困難を有する外国人児童生徒への支援強化
- ・日本語教育機関の認定制度創設等による質の維持向上 等

(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出

- ・国内大学等の海外分校設置に係る環境整備推進
- ・諸外国からの要請を踏まえた日本型高専の導入支援
- ・在外教育施設における国内同等の教育環境整備や安全対策・施設整備等の機能強化に向けた支援 等



高度専門士

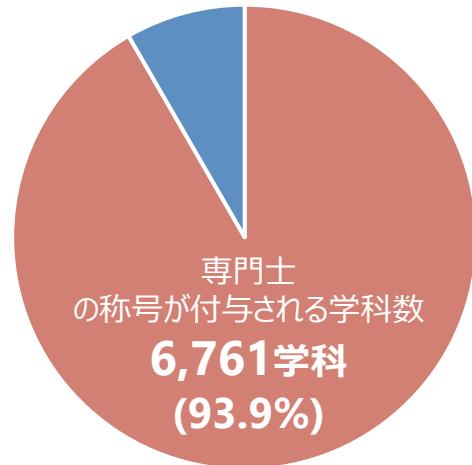
専門士・高度専門士について

「専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- ① 修業年限が2年以上
- ② 総授業時数が1,700時間（62単位）以上
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限2年以上の専門課程の学科数

7,202学科



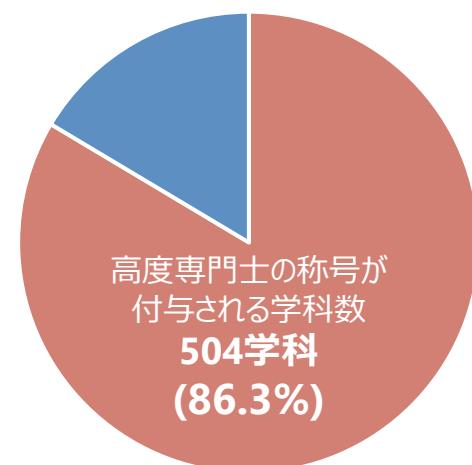
（令和7年3月現在）

「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- ① 修業年限が4年以上
- ② 総授業時数が3,400時間（124単位）以上
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限4年以上の専門課程の学科数

584学科



（令和7年3月現在）

高度専門士の数

1. 高度専門士の称号が付与される学校数、学科数

| 学校数 | 学科数 |
|-----|-----|
| 342 | 504 |

(令和7年3月現在)

2. 高度専門士の分野ごとの状況

| | 工業 | 農業 | 医療 | 衛生 | 教育・社会福祉 | 商業実務 | 服飾・家政 | 文化・教養 |
|-----|-------|------|-------|------|---------|------|-------|-------|
| 学校数 | 34.2% | 1.5% | 24.6% | 4.1% | 4.7% | 8.2% | 7.0% | 21.3% |
| 学科数 | 30.6% | 1.4% | 31.0% | 2.8% | 4.2% | 6.0% | 5.8% | 18.5% |

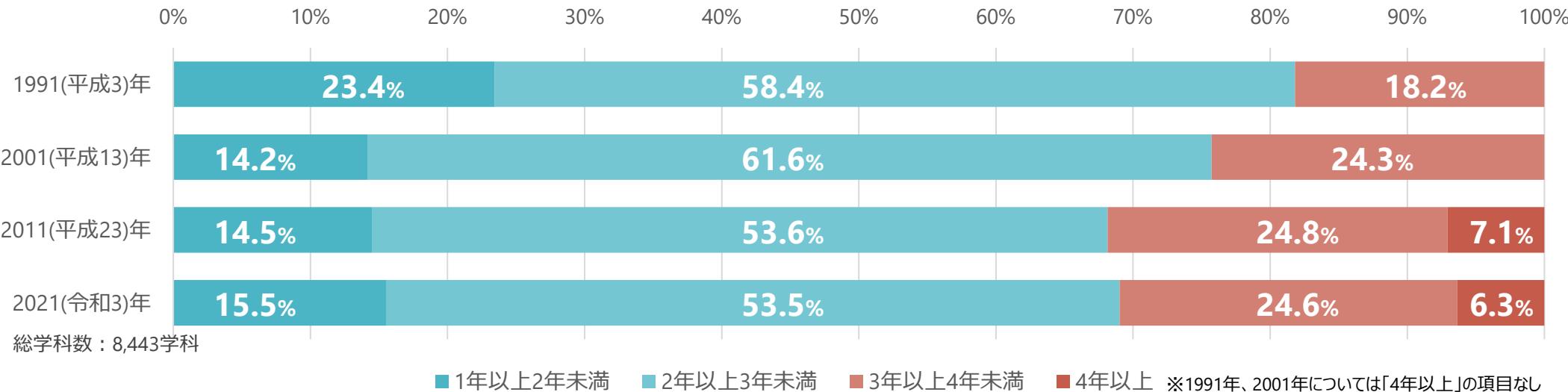
※学校数の割合は1つの学校で複数分野を持つ学校があるため合計は100%にはならない

(令和7年3月現在)

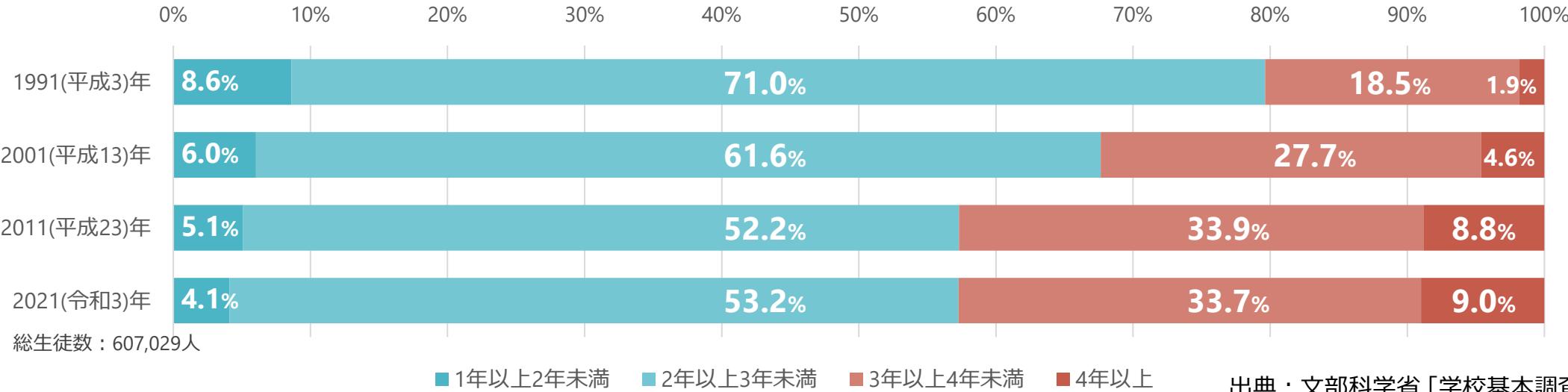
専修学校の修業年限別学科数等の推移

2011年頃まで修業年限が長期化する傾向。他方、2011年以降は横ばいまたは減少。

【専門学校の修業年限別学科数】



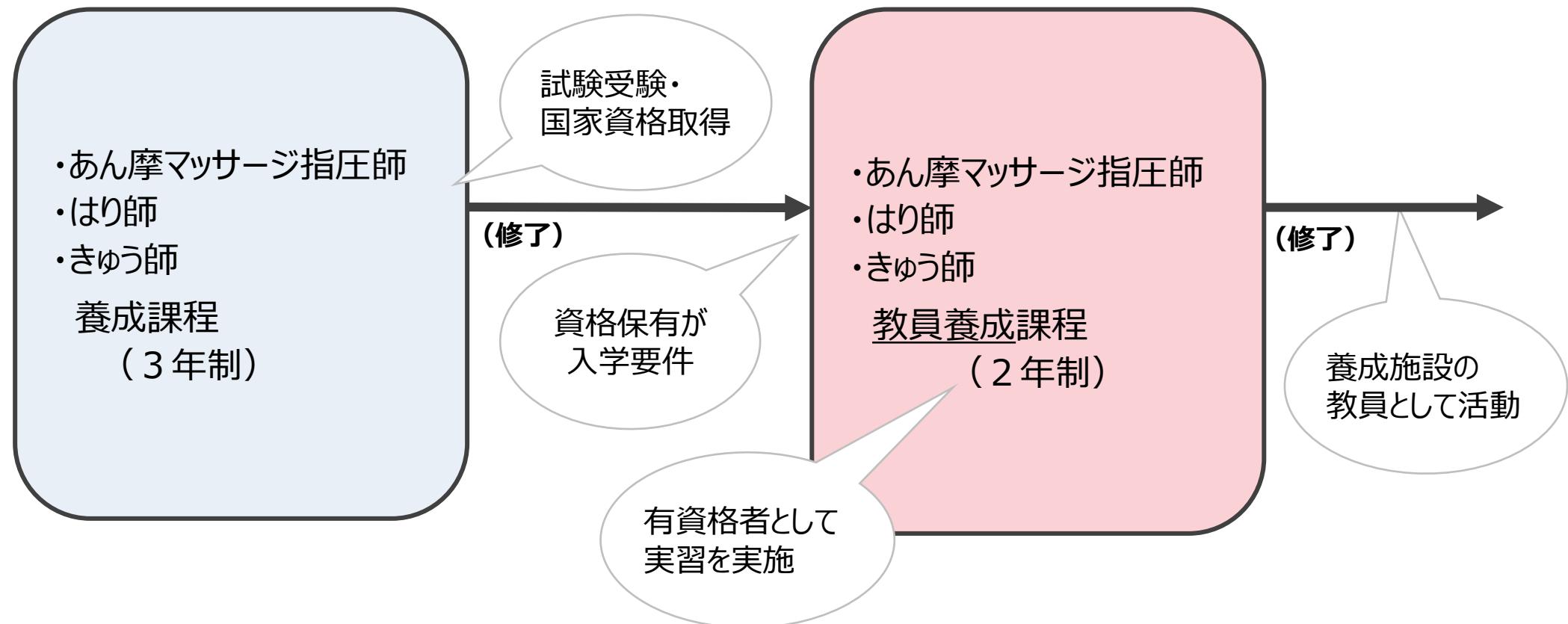
【専門学校の修業年限別生徒数】



養成施設における教員養成の事例

養成施設における教員資格を取得するために、資格取得後に追加の学修が必要

(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設の例)





国際通用性

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結
平成30年 2月1日発効

背景

- 1983年：ユネスコの下、バンコク（タイ）において前身の規約を採択。
- 2011年11月：ユネスコの下、東京において開催された国際会議において、本規約を採択。

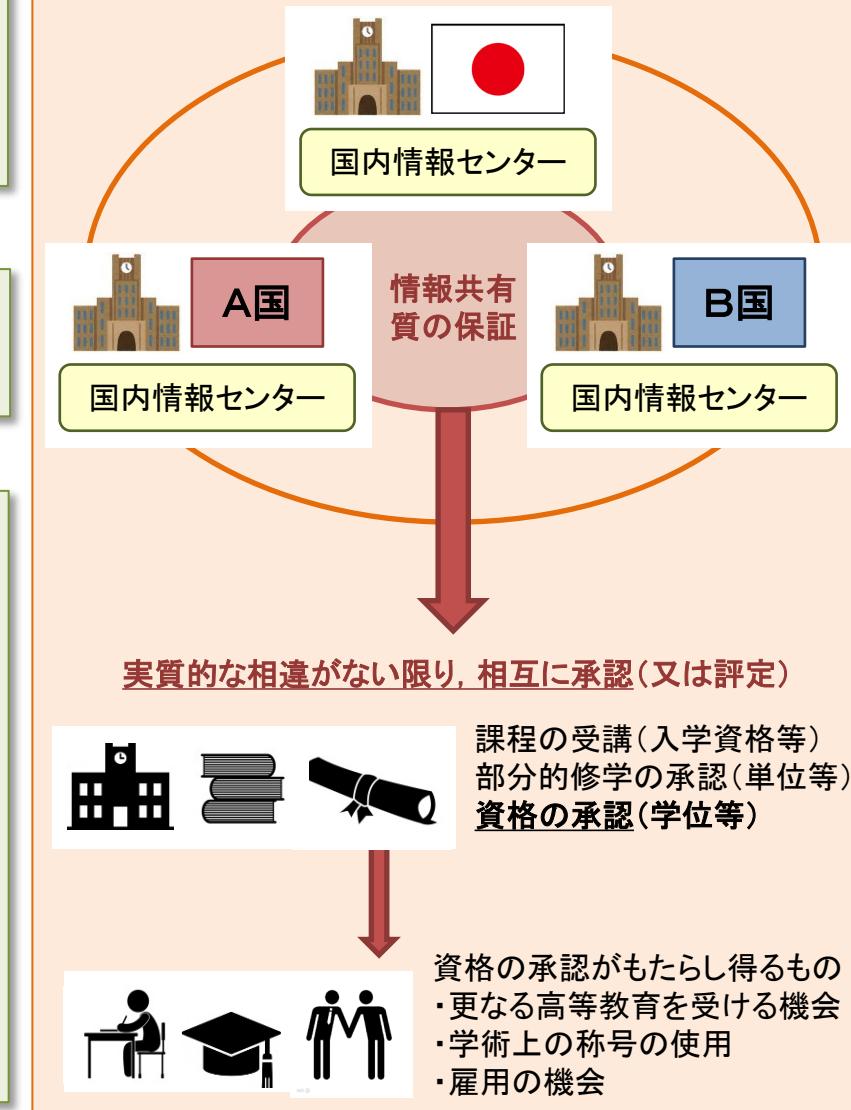
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- 締約国は、資格の評定・承認の手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。（第3章）
- 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。
 - 高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
 - 部分的な修学（単位等）（第5章）
 - 高等教育の資格（学位等）（第6章）
- 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。（第8章）

資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文) : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省HP

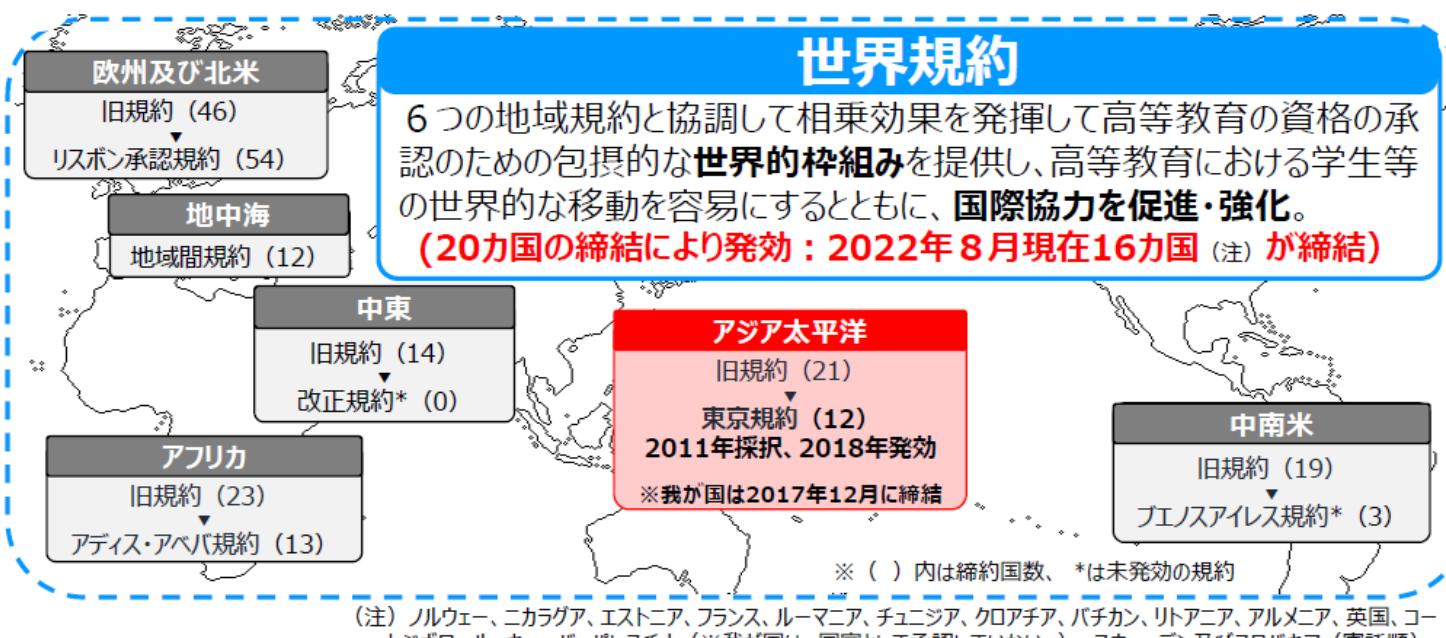
原文 : http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省HP

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を發揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択。



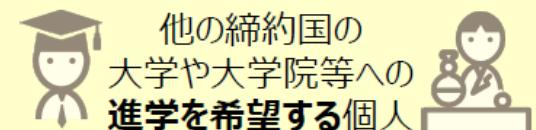
主な内容

- 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)
(注) 日本国においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

締結の意義

【個人（学生等）のメリット】

高等教育を受ける機会



資格の承認



教育制度の異なる他の締約国においても入学試験を受験する機会を確保

【我が国のメリット】

- 世界の各地域から我が国への**外国人留学生の受け入れに寄与**。
- 世界の各地域への**日本人学生の海外留学の送り出しに寄与**。
- 高等教育の国際化に対する**我が国の積極的な姿勢を内外に示す**ことができる。

東京規約（高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約）

概要

- ◆ 前身の1983年規約は、職業資格を含む等の問題点があったため、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- ◆ 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する目的で、2011年11月にユネスコの下、東京において本規約を採択。
- ◆ 我が国は2017年12月に締結し、本規約は2018年2月に発効。
- ◆ 2021年10月14日・15日に第3回東京規約締約国会議をオンラインにて日本主催で開催。
- ◆ 締約国会議は第4回（2022年11月、オンライン）、第5回（2023年11月、バンコク）を開催済。

締約国(R5.1月現在)

- 11+1ヶ国
(豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、斐ジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニア、バチカン市国※スマトラオガーバー)

東京規約における高等教育機関の範囲

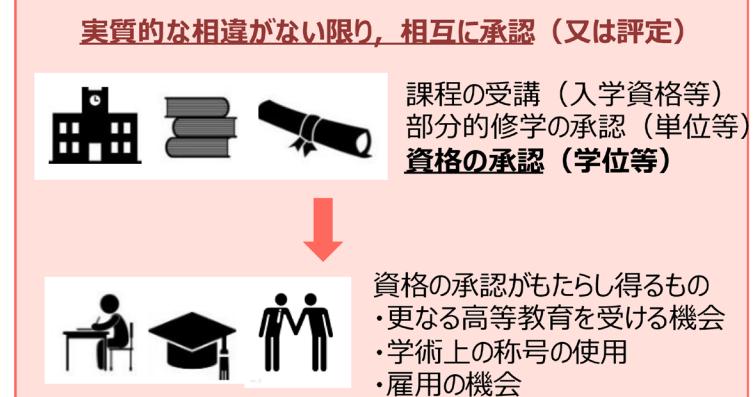
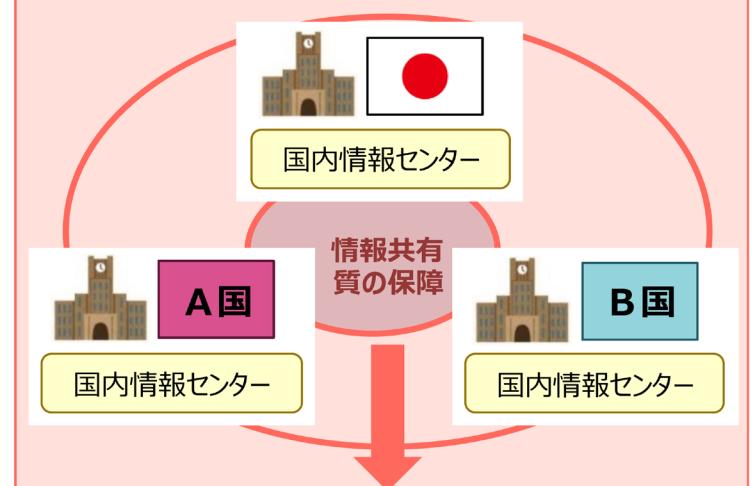
- 大学（含 専門職大学）
- 短期大学（含 専門職短期大学）
- 専門学校（農業大学校を除く）
- 大学院（含 専門職大学院）
- 高等専門学校
- 省庁大学校※

※ 国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校

主な内容

- 締約国は、資格の評定・承認の手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。（第3章）
- 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
 - ②部分的な修学（単位等）（第5章）
 - ③高等教育の資格（学位等）（第6章）
- 各国は国内情報センターを設立して情報を交換するとともに、自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要等についての情報を提供する（第8章）

資格の相互承認の仕組み



| レベル | 教育資格 |
|---|---|
| 8 | 博士 |
| | 修士 |
| | 修士（専門職） |
| 7 | 教職修士（専門職） |
| | 法務博士（専門職） |
| | 学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学） |
| 6 | 学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校 |
| | 学士（専門職） |
| | 高度専門士 (*2) |
| | 短期大学士 |
| | 準学士 |
| 5 | 短期大学士（専門職） |
| | 専門士 |
| | 専攻科 2 年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部 |
| 4 | 専修学校専門課程 1 年制修了証書 専攻科 1 年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部 |
| 3 | 卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程 |
| | 高等専門学校 3 年次修了証書 |
| | 高等学校卒業程度認定試験合格証書 |
| 2 | 卒業証書 ・中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校中学部 |
| | 中学校卒業程度認定試験合格証書 |
| 1 | 卒業証書 ・小学校 ・特別支援学校小学部 |
| (*1) NIAD-QE の行う審査に合格した者のみ学士を得られる | |
| (*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる | |
| (*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある | |



評価

専修学校における学校評価・情報公開の状況

| 区分 | | | 実施率・公表率 平成25年 5月1日現在 → 令和4年 5月1日現在 | 概要 |
|------|---------|----|---|-------------------------------|
| 情報公開 | | 実施 | 19.7% → 89.6% | 学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供 |
| 学校評価 | 自己評価 | 実施 | 66.7% → 92.2% | 各学校において自らの学校の状況について行う評価 |
| | | 公表 | 22.2% → 85.6% | |
| | 学校関係者評価 | 実施 | 24.9% → 77.8% | 学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う) |
| | | 公表 | 8.1% → 76.5% | |
| | 第三者評価 | 実施 | 4.8% → 8.9% | 学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価 |
| | | 公表 | 2.0% → 8.3% | |

出典：私立高等学校等の実態調査



専修学校関係予算



令和8年度 専修学校関係予算案

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

22億円 (22億円)

令和7年度補正予算額 1.1億円

【人材養成機能の向上】

一部
新規

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

12.9億円 (8.9億円)

中長期的に必要となる専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・専修学校によるアドバンスト・エッセンシャルワーカー（AEW）創出のためのリ・スキリング推進事業
- ・人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラム
- ・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証

☆高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業

1億円 (1.2億円)

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

※ このほか、令和7年度補正予算として、高等専修学校におけるDX人材育成のための取組を支援する経費を措置。（0.9億円）

☆専修学校の国際化推進事業

2.9億円 (3.0億円)

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

☆地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業

3.2億円 (3.3億円)

IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。

【質保証・向上】

新規

専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進

1.6億円

専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。

※ このほか、令和7年度補正予算として、大臣認定業務等について、効率的な事務システムを構築するために必要な経費を計上。（0.2億円）

☆専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

3億円 (2億円)

令和7年度補正予算額 2億円

☆私立学校施設整備費補助金

1.2億円 (1億円)

学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、吊り天井の落下防止対策に伴う照明のLED化事業に係る経費を補助。

☆私立大学等研究設備整備費等補助金

1.7億円 (1.3億円)

授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助。

その他関係予算

○高等学校等就学支援金交付金（内数）

5,800億円 (4,048億円)

○高校生等奨学給付金（内数）

322億円 (152億円)

○高等教育の修学支援の充実（内数）

7,486億円 (7,494億円)

(こども家庭庁計上分含む)

○国費外国人留学生制度（内数）

174億円 (176億円)

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

令和8年度予算額（案） 1,287百万円
 (前年度予算額 888百万円)

背景・課題

- ◆ 産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期すためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、就職氷河期世代を含む多様な人材の可能性を最大限發揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠。
- ◆ 実際の教育現場では、専門学校における学びの質を高めるため、より早い時期からキャリア意識、専門知識を涵養できるようなアプローチが必要との声がある。
- ◆ 社会のライフライン等を支えるエッセンシャルワーカーも不足しており、労働生産性の向上が必要。

事業概要

専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力などを得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。

これからの時代に求められる多面的・重層的な諸課題に対応したプログラムの開発

人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校の振興

専修学校において、**人口減少地域の活性化につながる取組モデルを構築**するとともに、伝統文化人材の育成等、**国家戦略に特化した教育カリキュラムを開発**。その他職業人材養成の実態等の調査を行うほか、分野横断連絡調整会議において、体系的に各モデルを整理、普及・定着方策等を検討。

(モデル:18か所×24百万円、調査研究:1か所×21百万円、連絡調整会議:1か所×27百万円)

中等教育段階から高等教育段階（専門学校）への接続

専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で、**高・専一貫の教育プログラムを開発するモデルを構築**。高等学校と専門学校が出口を見据えた一貫したカリキュラムを開発。分野横断連絡調整会議において、体系的に各モデルを整理、普及・定着方策等を検討
 (モデル:16か所×23百万円、連絡調整会議:1か所×25百万円)

アドバンスト・エッセンシャルワーカー（AEW）創出のためのリ・スキリング

就職氷河期世代を含む多様な人材が時代のニーズに対応できるよう、専修学校が自治体や企業・業界団体等と連携し、**AEW創出のためのリ・スキリングなど労働生産性向上に資するモデルを構築**。その他、AIなどのデジタル技術の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等の労働生産性に関する実態調査や各取組の進捗管理等を実施するとともに各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着・横展開の方策を検討
 (モデル:16か所×24百万円、調査研究・連絡調整会議:1か所×37百万円)

キャリア意識、専門知識の涵養

専修学校教育の質の向上

アウトプット（活動目標）

社会に求められる人材ニーズに基づいた教育モデルカリキュラムの構築

| 職業人材確保プロジェクト | 高・専一貫プロジェクト | AEWプロジェクト |
|--------------|-------------|-----------|
| 18か所 | 16か所 | 16か所 |

アウトカム(成果目標)

開発したモデルカリキュラム等を活用し、全国の専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

専修学校と産業界、行政機関等との連携を発展させ、諸課題に対応した教育内容の充実を図ることで、地域の中核的な職業教育機関である専修学校の人材養成機能を向上

経済財政運営と改革の基本方針2025

（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の実行
 地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び**専門学校**においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

専修学校によるアドバンスト・エッセンシャルワーカー創出のためのリ・スキリング推進事業（「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」のメニューとして実施）



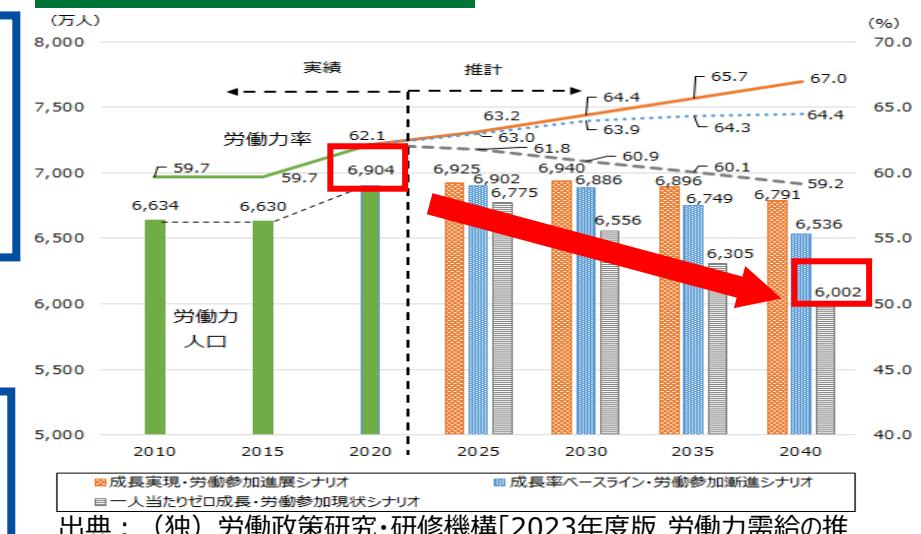
令和8年度予算額（案）

413百万円

背景・課題

- 2040年には労働力不足の深刻化が予想されているが、2025年現在も労働力は不足している。社会のライフライン等を支えるエッセンシャルワーカーも不足しており、労働生産性の向上が必要。
- デジタル技術等の活用により、特に深刻な地方の人手不足に対応するためにも生産性の高いアドバンスト・エッセンシャルワーカー（AEW）の創出が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においても「地域の人材育成と待遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組む」と明記されている。

労働力人口の推計



事業内容

- 就職氷河期世代を含む多様な人材が時代のニーズに対応できるよう、専修学校が自治体や企業・業界団体等と連携し、AEW創出のためのリ・スキリングなど労働生産性向上に資するモデルを構築
- その他、AIなどのデジタル技術の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等の労働生産性に関する実態調査や各取組の普及・定着・横展開の方策等を検討

① AEW創出のためのリ・スキリングモデル構築

- 各分野において、専修学校が自治体や企業・業界団体等と連携し、AEW創出のためのリ・スキリングなど労働生産性向上に資するモデルを構築
(例)
 - ・ 福祉分野：老人ホーム等利用者を見守るためのセンサーや移動支援機器等の介護テクノロジーを活用するための教育コンテンツ等
 - ・ 工業分野：自動車整備業における故障診断を目的としたスキャントール等のシステムを活用した整備技術や現場業務省力化のためのドローン操縦のための教育コンテンツ等
 - ・ 教育コンテンツ・カリキュラムについて、企業・業界団体等に情報発信し、業界団体等で安定的・持続的に活用されるよう体制を構築
 - ・ 上記取組をモデルとし、検証・成果について普及・定着を促進
 - ・ 件数・単価：16か所×24百万円
 - ・ 事業期間：令和8年度～令和10年度（②も同様）

② 分野横断連絡調整会議の実施・AIなどのデジタル技術を活用した教育コンテンツ・カリキュラム開発等のための調査研究

- 各取組の進捗管理等を実施するとともに各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着・横展開の方策を検討
- AIなどのデジタル技術の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等に関する情報収集やそれを踏まえた受託団体への提案等を実施
- 各分野において企業が求めるデジタル技術を有する人材等について調査
- 専修学校におけるデジタル技術等を習得するための教育コンテンツ・カリキュラムにおける実態調査、必要に応じて分野横断連絡調整会議で報告
- 件数・単価：1か所×37百万円

アウトプット（活動目標）

各職業分野ごとにエッセンシャルワーカーが学び直しによりデジタル技術を身に着けることが可能となるプログラムについてモデル開発 ⇒ 16箇所

アウトカム(成果目標)

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてAEW創出のための講座を開講

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

エッセンシャルワーカーの労働生産性が向上

専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進

令和8年度予算額（案）

令和7年補正予算額

158百万円（新規）

24百万円



背景・課題

- 専修学校では、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療・福祉、工業等をはじめとして、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要な人材を輩出してきた。
- 専修学校の質の向上に向けた取組を推進するため、教職員の資質向上や職業実践専門課程の充実、職業教育マネジメントの強化等の様々な施策を行ってきたが、急速な少子化が進行し、労働力人口が減少していくことが見込まれる中、**専修学校は変化に対応し、社会・産業ニーズを踏まえた職業教育の在り方や人材の養成などを実現することが求められている。**
- また、昨年の学校教育法の一部を改正する法律等により、**専門学校における大学と同等の項目での自己点検評価の義務化や外部の識見を有するものによる評価（第三者評価）の努力義務化が規定**され、大学院入学資格の指定課程等では第三者評価が義務付けられた。令和8年度より法令及び**「専修学校における学校評価ガイドライン（令和7年6月）」**に基づき、新たな自己点検評価や第三者評価が実施されることとなるが、これまで第三者評価はほとんど実施されていない中、質の高い学校評価を実施できるよう支援を行うことが求められている。また、質の保証・向上のため、教職員に対する学校運営や教育に関する研修・研究についても義務化されたところ。

事業内容

学校教育法の一部を改正する法律等を踏まえ、専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。

①学校評価等の推進

■学校評価の推進 **（委託：1箇所×112百万円）**

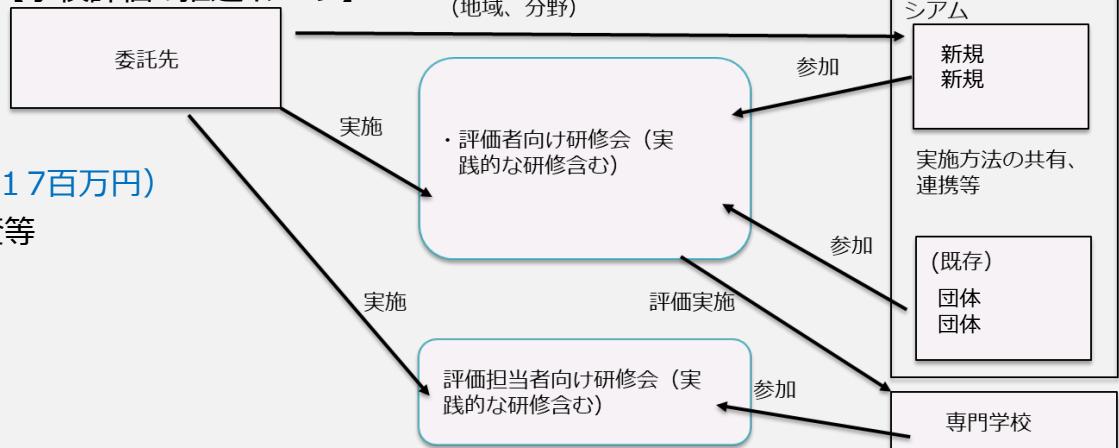
- ・評価組織等の拡充支援、評価者育成に向けた研修等を実施
- ・学校評価担当者向け研修の実施

■専修学校の質の向上に関する実態把握等の推進 **（委託：2箇所×17百万円）**

取組1：職業教育のマネジメント強化及び質保証・向上のための実態調査等

取組2：教職員の資質能力向上の推進

【学校評価の推進イメージ】



②調査研究協力者会議等の実施

■専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

■都道府県等との研究協議

アウトプット（活動目標）

- ・学校評価モデル数
- ・教職員向け研修プログラム数

アウトカム（成果目標）

- ・第三者評価の実施学校数
- ・開発された研修プログラム等の活用状況（教職員向け研修の改善等）

インパクト（国民・社会への影響）

PDCAサイクルの改善等による**専修学校における教育・運営の質の向上**

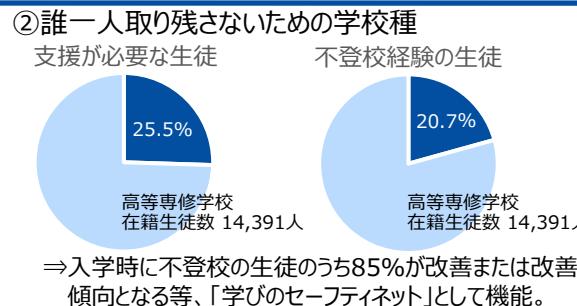
高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業



令和8年度予算額（案）
105百万円
(前年度予算額)
119百万円
令和7年度補正予算額
90百万円

現状・課題

- ①多様な学びを保障する高等専修学校
 - 高等専修学校について
 - ・3年制 … 約55%（うちおよそ9割が大学入学資格付与校）
 - ・1～2年制 … 約45%（大部分が准看護、理美容、調理）
 - 卒業後は、就労42.1%、専門学校進学32.9%、大学進学7.5%等
- ⇒後期中等教育における職業教育機関として、産業界との連携促進が必要。



- ③認知度向上の必要性
 - 高等専修学校について「よく知っている」と回答した中学校教員は29%
 - ※東京都の中学校教員に対する認知度アンケート調査結果
 - 都道府県の教育振興基本計画において高等専修学校の位置付けを明記しているのは2件
 - ⇒「骨太の方針2023」やCOCOLOプラン、国の教育振興基本計画に位置付けられた（R5）ことも踏まえ、今後の周知活動や、都道府県と連携した更なる振興が必要。

事業内容

①都道府県との連携による高等専修学校機能強化の先導的モデル構築プロジェクト

- 高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

（想定されるカリキュラム・指導体制）

- ・地元企業等と連携した実習、研修
- ・実務経験のある教員の配置
- ・SC・SSWの配置 等

※高等専修学校に対する助成措置の拡充について、都道府県協会から都道府県知事に要望を行っており、高等専修学校と都道府県が連携し機能強化を図る

●件数・単価：5箇所（※）×約17百万円 先導的モデルの構築に関心がある都道府県の数。

②高等専修学校における職業教育実態調査

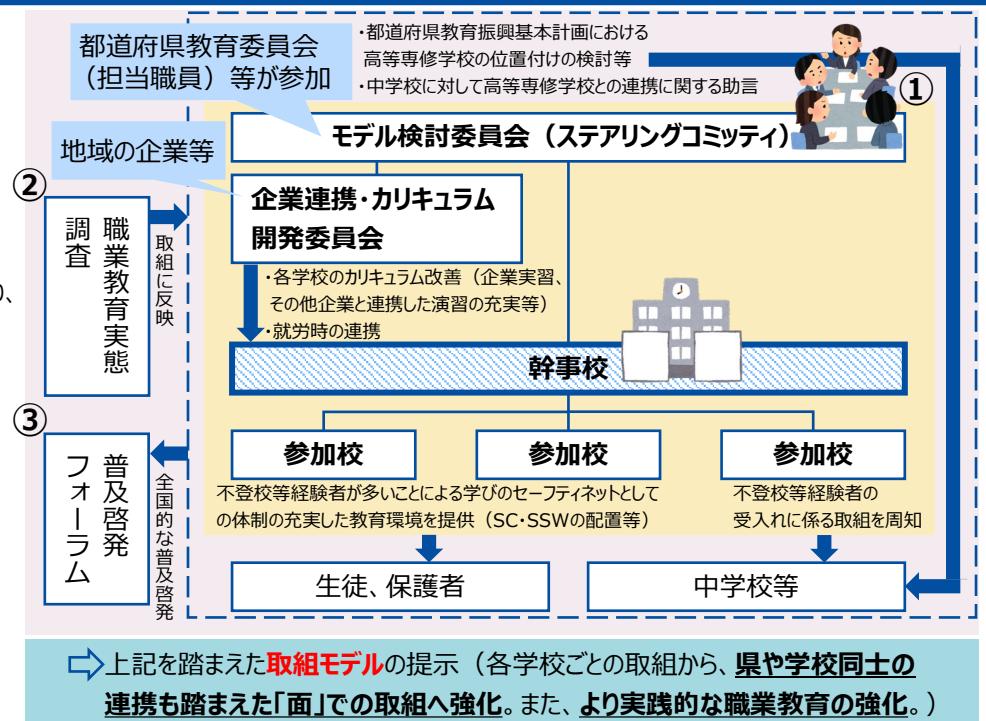
- 高等専修学校における職業教育の実態を把握するため、全国的な調査・分析を実施し、上記の取組に反映させる。

●件数・単価：1箇所×約17百万円

③成果の普及啓発に向けたフォーラムの開催

- 上記の取組で得られた成果について、都道府県の垣根を越えて全国的な普及啓発を行うことを目的としたフォーラムを実施する。

●件数・単価：1箇所×約4百万円



アウトプット（活動目標）

- ◆所轄庁である都道府県がプログラムやモデルカリキュラム等の開発、普及啓発に関わる体制の構築。 ⇒ 5地域

アウトカム（成果目標）

- 開発したモデルカリキュラム等を活用し、全国の高等専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

インパクト（国民・社会への影響）

- 都道府県行政における高等専修学校の位置付けの明確化（都道府県教育振興基本計画への明記等）。高等専修学校の認知度向上（中学校教員等）。

担当：総合教育政策局生涯学習推進課

高等専修学校におけるDX人材育成事業

令和7年度補正予算額

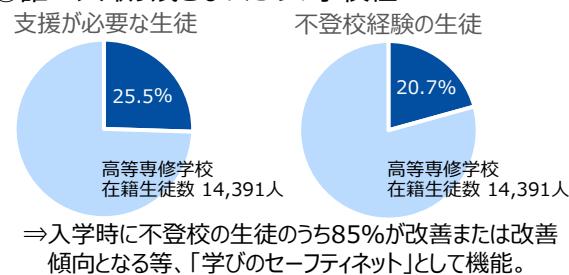
90百万円

現状・課題

①多様な学びを保障する高等専修学校

- 高等専修学校について
 - ・3年制 … 約55%（うちおよそ9割が大学入学資格付与校）
 - ・1～2年制 … 約45%（大部分が准看護、理美容、調理）
- 卒業後は、就労42.1%、専門学校進学32.9%、大学進学7.5%等
- ⇒後期中等教育における職業教育機関として、産業界との連携促進が必要。

②誰一人取り残さないための学校種



③成長分野を支える人材育成の強化

- 「骨太の方針2025」において、DXハイスクール事業の継続的な実施等による探究的・文理横断的・実践的な学びの推進により教育環境を充実が求められている。
- 専門学校として、特にIT人材その他の理系人材の不足等に対応していくため、学科の「理系転換」等の再編を推進。
- ⇒高等教育段階の理系転換の流れを踏まえ、高等学校のみならず高等専修学校においてもデジタル等成長分野を支える人材育成の強化が必要。

事業内容

大学教育段階においてデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高等専修学校についても、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

支援対象

公立・私立の高等専修学校
※私立にあっては、高等課程を設置する（準）学校法人立の専修学校に限る。

補助上限

運用支援 2,000千円／校（20校程度）
環境整備支援 10,000千円／校（5校程度）

補助率

定額補助

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 費上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（2）DXの推進

・DXハイスクール事業の継続的な実施等による探究的・文理横断的・実践的な学びの推進、ICTの活用やこどもたちの情報活用能力の育成に向けた好事例の創出や伴走支援の強化、デジタル教科書の利活用促進など、ハード・ソフト両面から教育環境を充実する。

事業スキーム



⇒デジタル等成長分野や各分野のDX化を支える人材育成の強化
⇒成長分野の担い手増加

アウトプット（活動目標）

- ◆ DX人材育成のための取組を支援。
⇒ 5校程度
- ◆ 同校におけるDX人材育成機能強化。

短期アウトカム（成果目標）

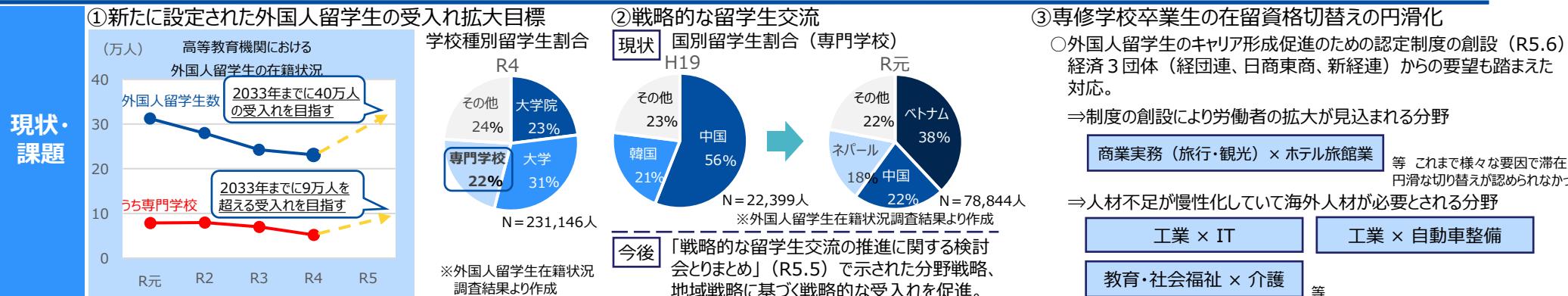
先行する取組を参考に、全国の高等専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

長期アウトカム（成果目標）

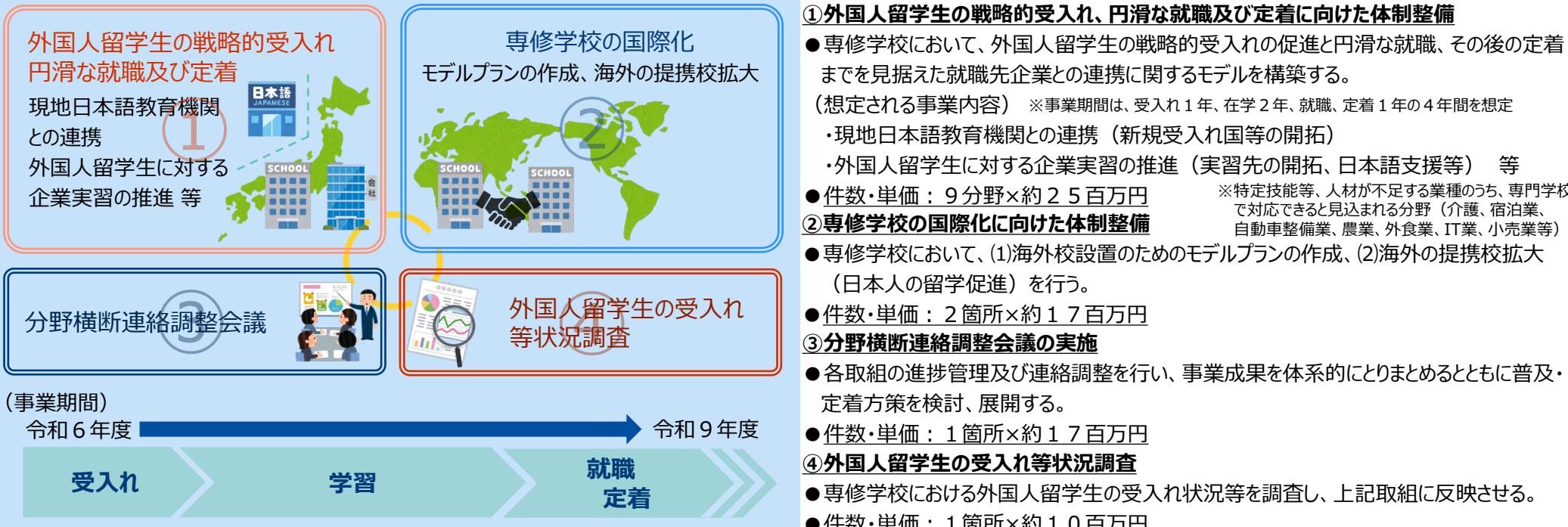
デジタル等成長分野で不足するDX人材の増。

専修学校の国際化推進事業

令和8年度予算額（案）
290百万円
(前年度予算額)
298百万円



事業内容



- アウトプット（活動目標）**
- ◆留学生の受け入れから定着までをトータルパッケージにしたモデルの構築 ⇒ 9分野
 - ◆専修学校の国際化を促進するための体制整備 ⇒ 2箇所
- アウトカム（成果目標）**
- 専修学校における受け入れ留学生の確保・増加、受け入れ国の多国化。専修学校を卒業した留学生の国内における就職率の向上。
- 専修学校在学生（卒業生）による海外留学の増加。留学先の多国化。
- インパクト（国民・社会への影響）**
- 外国人留学生40万人の受け入れ目標に寄与。外国人留学生の定着により我が国の経済社会の活性化、一層の国際化を推進。

地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業

令和8年度予算額（案）

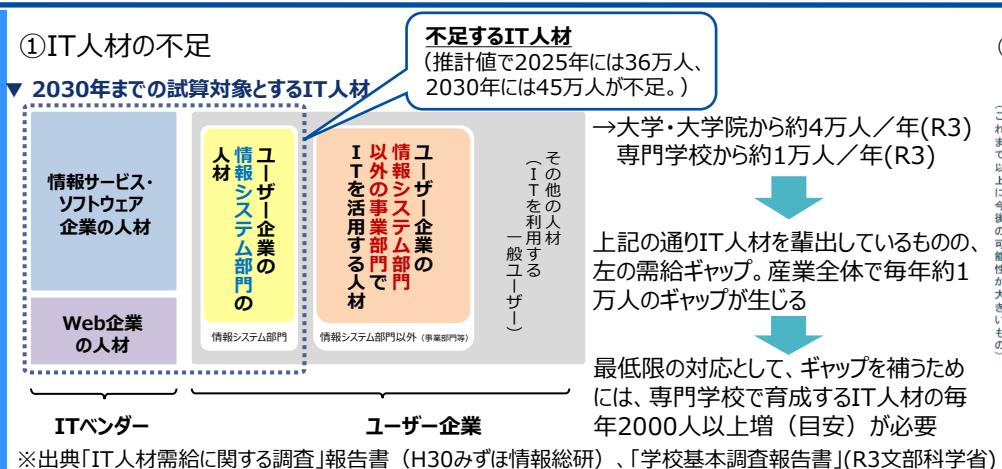
317百万円

（前年度予算額）

328百万円



現状・課題



※IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果
(H28経済産業省) 等に基づき整理

- ③東京偏在、分野偏在
- IT産業（情報通信）の従業員数の51.1%は東京都に集中しており、他産業と比べ東京偏在が顕著。（全産業では東京15.6%）
 - 地方の小規模校も新分野の創設をしやすくなる措置も並行して実施（専修学校基準改正済み）
 - 専修学校に在籍する生徒のうち、理系分野は16.6%（工業15.8%、農業0.7%）。医療、衛生、教育・福祉分野が多い（45.4%）。
→地方のIT人材不足にも応えていく必要

※出典「平成26年経済センサス・基礎調査事業所に関する集計」、「学校基本調査報告書」(R3文部科学省)

事業内容

「骨太の方針2023」においても、成長分野への再編や先端技術に対応した教育の高度化等を通じ、専門学校を含む高等教育機関の機能強化を進めることは重要な課題と指摘。

これを踏まえ、専門学校としても、特にIT人材その他の理系人材の不足等に対応していくため、学科の「理系転換」等の再編を推進する。

- ①ビジネス学科やデザイン学科など、就労後の実務がIT化している学科のカリキュラム**高度化**（設置認可分野の転換を伴うものを想定。例：「商業実務」から「工業」へ）
②需要の減少している学科について、ITをはじめとする理系分野の学科への**転換・新設**

（支援する取組）

- ・移行計画の策定
 - ・最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計
 - ・上記に伴う理系教員の追加配置、既存教員の研修
 - ・企業と連携した実習（転換に伴う新規開拓を含む）等
- ※施設・設備の整備については本事業対象外であり補助金の申請が必要

①高度化（設置認可の分野変更を伴い、教員やカリキュラムの変更を要するものを想定）

経営経理学科（商業実務分野）→ITエンジニア科、Webクリエイター科（工業科）
デザイン学科（服飾・家政）→CGデザイン学科、ゲームエンジニア科（工業科）
音楽放送芸術科（文化・教養）→デジタルミュージック科（工業科）など

●件数・単価：3箇所（上記3分野）×約18百万円

②転換・新設（地方や都市部でのIT人材その他の理系人材不足への対応に資する計画で）

あつて、工業分野等への設置認可の変更・新設を伴うものを想定）
(想定例)
成長分野（IoT、ビッグデータ、AI）への転換・新設
従来型IT分野（クラウド、情報セキュリティ、モバイル）への転換・新設 など
●件数・単価：12箇所（上記6課題×2（地方1・都市部1））×約21百万円

アウトプット（活動目標）

- ◆高度化 ⇒ 3箇所
- ◆新設・転換 ⇒ 12箇所

アウトカム（成果目標）

開発したモデルカリキュラム等を活用し、全国の専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

インパクト（国民・社会への影響）

成長分野・従来型IT分野の双方で不足するIT人材の増。

専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力 発信力強化事業

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額）

37百万円

37百万円



現状・課題

振興方向性

取組概要

- 我が国では「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に選抜制の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」とともに、アカデミックな教育を受けることに意欲・適性を持った者ばかりでなく、職業技能教育に適性を有する者等が、いわゆる「高学歴志向」「大学志向」の流れに沿って、大学進学をしている場合もある。
- ⇒ 大学入学後に、十分な目的意識や意欲を持って学修に取り組めないなどのミスマッチを抱える者も少なくなく、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身に付けないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチが生じているとの指摘もある。

平成29年3月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

- ・**「質保証・向上」**は専修学校教育振興策の重要な柱であり、重点ターゲットの一つとして**「魅力発信」**（専修学校に係る積極的な情報発信）を位置付け
- ・専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地方の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要であり、職場体験の実践や出前授業も含め、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルを提示することも重要

社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

- 専門学校や高等専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ステークホルダーを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検討・検証を行い、専修学校教育の認知度向上に係る取組を実施する。
- 件数・単価：1箇所×36百万円



○情報発信モデルの形成

- ・各ステークホルダー別の効果的な情報集約・情報発信の在り方
- ・有効な広報ツールフォーマットの整理
- ・専修学校教育の認知度向上

○情報発信モデルの活用

- 各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考に各ステークホルダーに対して効果的な情報発信を実施

インパクト（国民・社会への影響）

専門学校や高等専修学校が担う職業教育の発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、**職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択を実現**

専修学校の教育基盤の整備

| | | |
|-------------|---|-----|
| 令和8年度予算額（案） | ： | 3億円 |
| 令和7年度予算額 | ： | 2億円 |
| 令和7年度補正予算額 | ： | 2億円 |

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

- 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備
 - ・ 補助率：専門課程、高等課程とも1／2
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 500万円
高等課程 500万円

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備（※ 施設工事を伴うものに限る。）
 - ・ 補助率：専門課程1／2 高等課程1／3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 2000万円
高等課程 400万円

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 吊り天井の落下防止対策に伴う照明のLED化事業
 - ・ 補助率：専門課程1／2 高等課程1／3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 1000万円
高等課程 1000万円

情報通信ネットワーク装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事
 - ・ 補助率：専門課程1／2 高等課程1／3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 500万円
高等課程 250万円

施設環境改善整備事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 熱中症の予防など衛生環境の改善のために行う空調設備等の整備
 - ・ 補助率：専門課程1／2 高等課程1／3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 200万円
高等課程 200万円

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 危険建物 (Is値0.7未満) の防災機能強化のための耐震補強工事

- ・ 補助率：専門課程 1／2
高等課程 1／3 (Is値0.3未満等は1／2)
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 400万円 耐震診断のみ実施する場合、下限額制限なし
高等課程 400万円

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備

- ・ 補助率：専門課程 1／2 高等課程 1／3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 300万円
高等課程 300万円

非構造部材の耐震対策工事

防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策

- 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等

- ・ 補助率：専門課程 1／2
高等課程 1／3 耐震化工事と合わせて行う場合、Is値0.3未満等は1／2
- ・ 補助対象事業費の下限額：

<耐震化工事と合わせて行う場合>※ 耐震化工事費を含めた下限額
専門課程 400万円
高等課程 400万円

<非構造部材の耐震対策工事 (※ 100m²以上の空間に限る。) 、
備蓄倉庫のみの整備を行う場合>

専門課程 150万円以上
高等課程 制限なし

<自家発電設備のみの整備を行う場合>※ 避難所指定の学校に限る

専門課程、高等課程とも
200万円以上 500万円以下

アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策

- ・ 補助率：専門課程 1／3 高等課程 2／9
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 制限なし
高等課程 制限なし

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に(※)、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施(助成期間は20年間を予定)。

※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。



その他

専修学校の各種認定制度について①

①専門士・高度専門士【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、専門士・高度専門士と称することができる。

「専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- 〈1〉修業年限が2年以上
- 〈2〉総授業時数が1,700時間(62単位)以上
- 〈3〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

【平成6年文部省告示第84号】

「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- 〈1〉修業年限が4年以上
- 〈2〉総授業時数が3,400時間(124単位)以上
- 〈3〉体系的に教育課程が編成されている
- 〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

【平成6年文部省告示第84号】(H17改正で追加)

称号付与により

* 専門士の称号により、大学への編入学が認められる※1

【学校教育法132条】

* 短期大学専攻科入学に関し、短期大学と同等の学力があると認められる。※1 【学校教育法施行規則第155条第2項第4号】

* 国家試験（税理士試験、社会保険労務士試験など）の受験資格の要件を満たす。※2

*「留学」ビザから就労ビザへの切替えに使用（外国人留学生）

※1 修業年限・総授業時間数において、大学への編入学が認められる課程の要件と同様であるため、「専門士」の称号が付与される課程を修了した者は、大学への編入学に係る要件も満たすことになる。

※2 修業年限・総授業時間数において、各種受験資格の要件と同様であるため、「専門士」の称号が付与される課程を修了した者は、受験資格も一部満たすことになる。

②大学・大学院入学資格【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、大学・大学院入学資格を得ることができる。

大学入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が3年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間(74単位)以上

【学校教育法施行規則第150条第1項第3号】

大学院入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が4年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間(124単位)以上
- 〈3〉体系的に教育課程が編成されている
- 〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っている

【学校教育法施行規則第155条第1項第5号】

(参考) 大学編入学

以下の要件を満たす課程を修了した場合、大学へ編入学することができる。

大学編入学の要件

- 1.修業年限が2年以上
- 2.総授業時数が1,700単位時間(62単位)以上の要件を満たす課程を修了

【学校教育法132条】

勤労学生控除により

* 所得税（国税）、住民税（地方税）の税額控除（減額）を受けられる。

③勤労学生控除【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程に在籍する生徒は、勤労学生控除を受けることができる。

専修学校の高等課程・専門課程の要件

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が1年以上
- 〈3〉1年の授業時数が800時間以上（夜間等は450時間以上、総授業時数が800時間以上）
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

専修学校の一般課程、各種学校

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が2年以上
- 〈3〉1年の授業時数が680時間以上
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

【個人立等の場合は、以下も満たす必要あり】

- 〈1〉生徒の数が20人以上（見込み含む）
- 〈2〉職業・実際生活に必要な能力の育成、教養の向上を図るためにふさわしい授業科目の開設
- 〈3〉教員の数が適切であること（3人以上）

【所得税法施行令第11条の3第1項第2号】

専修学校の各種認定制度について②

④職業実践専門課程【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、**職業実践専門課程**を修了したと称することができる。

「職業実践専門課程」の要件

- 〈1〉 専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること。
- 〈2〉 専攻分野に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 〈3〉 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 〈4〉 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈5〉 学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
- 〈6〉 〈5〉の学校関係者評価において、企業等の役職員を参画させていること。
- 〈7〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成25年文部科学省告示第133号】

認定により

【学校】

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる
- ・「**職業実践専門課程**」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

【企業】

- ・派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かすことができる。

【生徒】

- ・企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

⑤キャリア形成促進プログラム【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、**キャリア形成促進プログラム**を修了したと称することができる。

「キャリア形成促進プログラム」の要件

- 〈1〉 専修学校の専門課程又は特別の課程であること。
- 〈2〉 課程の修了に必要な授業等を行う期間が2年未満であること。
- 〈3〉 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- 〈4〉 対象とする職業に応じ、〈3〉の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。
- 〈5〉 対象とする職業に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 〈6〉 企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、授業等の総時間数の5割以上であること。
- 〈7〉 授業等を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。
- 〈8〉 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- 〈9〉 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈10〉 課程を置く専修学校において、学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
- 〈11〉 〈10〉の学校関係者評価において、企業等の役職員を参画させていること。
- 〈12〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成30年文部科学省告示第170号】

認定により

- ・実践的かつ専門的な短期プログラムにより、社会に出て即戦力の人材となることができる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

専修学校の各種認定制度について③

⑥外国人留学生キャリア形成促進プログラム【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した外国人留学生は、外国人留学生キャリア形成促進プログラムを修了したと称することができる。

「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の要件

- 〈1〉 職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。
- 〈2〉 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること。
- 〈3〉 生徒実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、日本人生徒との交流の機会が確保され、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。
※留学生割合が2分の1を超える場合は、適正な進路指導が行われるとともに、日本社会への理解促進に資する授業科目が300時間以上解説されていること。
- 〈4〉 外国人留学生の受け入れに等に関する不適切な事項がないこと。

【令和5年文部科学省告示第53号】

認定により

- ・円滑に日本社会に適応できる留学生としての質が確保されるものとし、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への切替えの際、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について柔軟に判断される。
- ・同プログラムの認定を受けた4年制の専修学校専門課程を修了し、高度専門士の称号を付与された者は、在留資格「特定活動（告示46号）」の対象となる。